

## 平成30年第4回八雲町議会定例会会議録（第1号）

平成30年12月10日

### ○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1 号 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する  
条例
- 議案第 2 号 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正  
する条例
- 議案第 3 号 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 号 八雲町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び八雲町重度  
心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する  
条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 9 号 平成30年度八雲町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 7 議案第11号 平成30年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第13号 平成30年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 発委第 1 号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例
- 日程第10 一般質問

### ○出席議員（14名）

2番 関口正博君	3番 佐藤智子君
4番 横田喜世志君	5番 斎藤實君
6番 大久保建一君	7番 赤井睦美君
9番 三澤公雄君	10番 田中裕君
11番 牧野仁君	12番 安藤辰行君
13番 宮本雅晴君	14番 千葉隆君
副議長 15番 黒島竹満君	議長 16番 能登谷正人君

### ○欠席議員（1名）

1番 岡島敬君

### ○欠員（1名）

## ○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	吉 田 邦 夫 君
副 町 長	萬 谷 俊 美 君	総 務 課 長	三 澤 聡 君
総 務 課 参 事	紺 谷 英 友 君	併 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	
新 幹 線 推 進 室 長	阿 部 雄 一 君	企 画 振 興 課 長	
財 務 課 長	鈴 木 敏 秋 君	兼 行 財 政 改 革 推 進 室 長	竹 内 友 身 君
兼 収 納 対 策 室 長	川 口 拓 也 君	兼 情 報 政 策 室 長	藤 澤 久 雄 君
住 民 生 活 課 長	加 藤 貴 久 君	新 幹 線 推 進 参 事	会 計 管 理 者
農 林 課 長	伊 藤 修 君	兼 会 計 課 長	兼 会 計 課 長
併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	馬 着 修 一 君	保 健 福 祉 課 長	戸 田 淳 君
水 産 課 長	佐 藤 尚 君	農 林 課 参 事	森 太 郎 君
建 設 課 長	石 坂 浩 太 郎 君	商 工 観 光 労 政 課 長	藤 牧 直 人 君
公 園 緑 地 推 進 室 長	吉 田 一 久 君	環 境 水 道 課 長	川 崎 芳 則 君
落 部 支 所 長	山 田 耕 三 君	教 育 長	田 中 了 治 君
学 校 教 育 課 長	千 田 健 悦 君	学 校 教 育 課 参 事	本 庄 伯 幸 君
社 会 教 育 課 長	佐 々 木 裕 一 君	体 育 課 長	三 坂 亮 司 君
兼 図 書 館 長	沢 野 治 君	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	外 崎 正 廣 君
郷 土 資 料 館 長	櫻 井 功 一 君	総 合 病 院 事 務 長	成 田 耕 治 君
町 史 編 さん 室 長	伊 丸 岡 徹 君	総 合 病 院 庶 務 課 長	福 原 光 一 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長		総 合 病 院 経 営 企 画 課 長	竹 内 伸 大 君
監 査 委 員		消 防 本 部 次 長	大 淵 聡 君
総 合 病 院 施 設 課 長		八 雲 消 防 署 消 防 課 長	今 村 幸 一 君
総 合 病 院 医 事 課 長			
消 防 長			
八 雲 消 防 署 長			

### 【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地 域 振 興 課 長	野 口 義 人 君	住 民 サ ー ビ ス 課 長	北 川 正 敏 君
兼 熊 石 教 育 事 務 所 長	田 村 春 夫 君	熊 石 消 防 署 長	荒 谷 佳 弘 君
産 業 課 長	桂 川 芳 信 君		
海 洋 深 層 水 推 進 室 長			
熊 石 国 保 病 院 事 務 長			

## ○出席事務局職員

事 務 局 長	井 口 貴 光 君	併 議 会 事 務 局 次 長	岡 島 広 幸 君
併 監 査 委 員 事 務 局 長	松 田 力 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	
庶 務 係 長			
併 監 査 委 員 事 務 局 監 査 係			

[開会 午前10時00分]

### ◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） ただ今の出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、平成30年12月10日招集、八雲町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から、10月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。11月19日から20日にかけて、埼玉県及び千葉県において渡島町村議会議長会による行政視察が行われ参加してまいりました。

また、翌21日は、東京都において町村議会議長全国大会が開催され、出席してまいりました。

また、11月26日は札幌市において、北海道町村議会議員公務災害補償等組合臨時会及び北海道町村議会議長会理事会が開催され、出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしました。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

次に、本年度よりインターネットを利用した議会中継を実施することとして、第3回定例会から審議の様態を録画配信しておりましたが、今定例会より生配信しておりますので、ご報告いたします。傍聴者の皆様におかれましても、中継の実施についてご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 議会運営委員会委員長報告

○議長（能登谷正人君） 日程第1 議会運営委員会委員長報告。

本定例会の運営について、12月5日、議会運営委員会が開催され協議されておりますので、議会運営委員会委員長から報告をしていただきます。

○委員長（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 議会運営委員会委員長。

○委員長（千葉 隆君） 議会運営委員会委員長として、ご報告いたします。

本日をもって招集されました、第4回定例会の運営について、去る12月5日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。以下、その結果をご報告いたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

本定例会に町長より提出されている案件は、既に配付されております議案15件であります。

また、議会運営委員会より条例改正1件、議員発議による意見書7件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書の提出が予定されております。

一般質問は、宮本雅晴議員以下6名から通告があり、発言の順序は抽選により決定しております。

以上、申し上げました内容を踏まえ、検討の結果、既に配布した議事等進行予定表のとおり運営することとし、会期を12月14日までの5日間といたしました。

以上が、議会運営委員会における議事運営等に関する決定事項であります。

なお、議事等進行予定表にもありますとおり、会期中に各常任委員会等の会議も予定しておりますので、精力的に進行され、予定どおり運営されるよう議員各位及び町理事者のご協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

### ◎ 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に三澤公雄君と黒島竹満君を指名いたします。

### ◎ 日程第3 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より12月14日までの5日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12月14日までの5日間と決定いたしました。

### ◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（井口貴光君） ご報告いたします。

一般質問につきましては、宮本雅晴議員以下6名から通告がなされておりますが、その要旨等は、既に配付しております表によりご了解願いたいと存じます。

次に、本定例会の議案等の審議に当たり、議案等説明のため、あらかじめ、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及びそれぞれ委任又は囑託を受けた説明員の出席を求めています。

また、事前配布をしております議案書の一部に誤りがございましたので、机上配付の正誤表のとおり訂正をお願いいたします。

次に、本日の会議に議会運営委員会より条例改正1件が提出されております。

本日の会議に、岡島敬議員欠席する旨の届出がございます。

以上でございます。

#### ◎ 日程第4 議案第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第1号八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第2号八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第3号八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） おはようございます。

議案第1号から議案第3号まで関連がございますので、一括して説明させていただきます。

この度の改正は、一般職の時間外勤務手当の算出基礎額の改正と、特別職の期末手当並びに一般職の給料及び勤勉手当について、人事院勧告による国会公務員の給与改定に準じて改正しようとするものでございます。

概要説明の3ページをお開き願います。初めに一般職の時間外勤務手当の算出基礎額の改正についてでございます。時間外勤務手当につきましては、労働基準法に基づき算出しておりますが、この度、ある県の給与条例を準用する独立行政法人におきまして、時間外勤務手当の算定に係る是正勧告がなされました。

これに伴いまして、総務省から適正な算出をするよう通知があり、当町におきましても算定基礎となる給与額に対象となる手当が含まれていなかったことから、労働基準法に準拠するため、条例を改正しようとするものでございます。

次に、人事院勧告に基づいた一般職員の給与に関する条例の改正内容でございますが、1点目として、勤勉手当を0.05月分引き上げようとするものでございます。これにより手当の年間支給月数は、期末勤勉手当をあわせまして4.4月から4.45月となります。

2点目として、行政職と医師を除く医療職の月額給を平均0.2%改正するもので、月額400円の引き上げを基本として、初任給については1,500円、若年層についても1,000円程度の引き上げとなります。

なお、時間外勤務手当算定基礎額の改正及び月額給の改正は、平成30年4月1日から、勤勉手当の改正は平成30年12月1日から適用しようとするものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。

先に、議案書5ページの議案第3号八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、第1条の八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第15条は時間外勤務手当の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に、住居手当のうちの持ち家手当及び寒冷地手当を給与額に加えた額で算出するよう改正しようとするものでございます。

次に、第17条は、勤勉手当につきまして今年度中に適用する改正内容であり、第17第

2項第1号は、再任用職員以外の職員の勤勉手当について、0.05月分引き上げようとするもので、現行100分の90から100分の95に改正しようとするものでございます。

また、同項第2号は、再任用の職員の勤勉手当について、0.05月分引き上げようとするもので、100分の42.5から100分の47.5に改正しようとするものでございます。

なお、13ページの附則第1条第2項で時間外勤務手当算定基礎額の改正については、平成30年4月1日から、勤務手当の改正については、平成30年12月1日から適用しようとするものと規定してございます。

次に、5ページ下段の、別表第1行政職給料表及び8ページから記載してございます別表第2医療職給料表イの医療職給料表(2)の改正は、冒頭でご説明しましたとおり行政職月額給料表を改正しようとするものでございます。

これは、13ページの附則第1条第2項で平成30年4月1日から適用しようとするものと規定してございます。

なお、月額給、時間外勤務手当並びに勤勉手当については、遡及適用させることとしておりますことから、13ページの附則第2条に改正前の給料表で支給していた給与、時間外手当並びに勤勉手当は改正後の内払とみなすことを規定してございます。12ページをお開き願います。

続きまして、第2条の八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、来年度から適用する改正内容でございます。

第16条第2項の期末手当は、現行6月期が100分の122.5、12月期が100分の137.5で、あわせて年間の支給割合が100分の260となっておりますが、これを国家公務員に準じて6月期、12月期共に100分の130に改正しようとするものでございます。同上第3項もこれに準じて同様に改正しようとするものでございます。

第17条第2項の勤勉手当は、5ページで改正しました同じ原文をさらに改正しようとするものであり、国家公務員に準じた勤勉手当の引き上げ分を、来年度から6月期と12月期に振り分けて調整支給するため改正しようとするものでございます。期末勤勉手当共に年間の支給割合に変更はございません。

なお、施行期日につきましては、13ページの附則第1条で平成31年4月1日から施行しようとするものと規定してございます。

次に、1ページにお戻りいただきまして、議案第1号の八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第1条の条例の一部改正の第2条第3項は期末手当の規定でございますが、一般職との読み替え規定により、現行100分の227.5を0.05月分引き上げ、改正後100分の232.5に改正しようとするものであります。

次の、第2条の条例の一部改正の第2条第3項は、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正と同様に来年度から0.05月の引き上げ分を、6月期と12月期に振り分けて調整支給するため改正しようとするものであり、6月期の100分の212.5と、12月期の100

分の 232.5 を 100 分の 222.5 に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日についてですが、第 2 条の条例による支給割合につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、第 1 条の条例による期末手当の改正は平成 30 年 12 月 1 日から適用し、改正前の条例の規定に基づいて支給された 12 月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすことを規定してございます。

次に、3 ページの議案第 2 号八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第 1 号と同様の改正でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第 1 号から議案第 3 号までの説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○9 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9 番（三澤公雄君） 町長にお伺いします。

総務委員会では十分に時間をかけて当初持っていた疑問は解消したんです。独立行政法人って民間に近いところのものがなぜ適用されるのかという疑問がとても大きかったので、その部分は総務常任委員会でも質問して、課長や課長補佐からも説明を受けて解消はしたんですけども。若干一つ小さな疑問が残っていたのがこの週末さらに大きくなったので、町長にお伺いいたします。

そもそも寒冷地手当というのは、定額を暖房手当のように払っていたものだと思うんですけども、それが残業で増えるということに変な感じはしませんか。

説明は受けたんです。労働基準法第 21 条の割増料金の基礎となる賃金に参入してはいけない手当てというものが列挙されていまして、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金。これらは割増の基礎とするものにはしてはいけないと。で、これに寒冷地手当が入っていないから入れるべきだという判決が出たというんですけども。

寒冷地手当って限られた地域にしかない手当てなので、そもそもこの労働基準法施行規則第 21 条を作った時に、霞が関の人の頭の中になかったんじゃないかと。この手当の事が。

だから、そこの盲点をこの某県のある独立行政法人の働いている方が、そこの盲点をつけて裁判を起こして、で、裁判官が昨今言われているように世間感覚がないものですから、なるほど条文を読んだらそうだなと。

だって、世間の感覚から言ったら、残業して遅く帰ったら家の暖房費は逆に減るじゃないですか。なのに、割増賃金を払うという事におかしなことだなと。

だからおかしい事だな、という事には今回摘要しなくてもいいんじゃないのかなと。通知も出ておりますけれども、適切にご対応くださいというのであれば自治体の判断で、これは根拠が希薄だなと思ったら適用しなくてもいいんじゃないのかなと思うので、町長の

お考えをお伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、私も民間から来た人間とすれば、私も多少、寒冷地手当、残業の部分というのは大変私もちょっと不思議だなと思う点はあると感じておりますが、今、私が町長に就任して、役場職員の給料等々を見ております。また、民間の今の給料、また景気等々を見てみると、この役場職員の給料が特別高いという認識もありませんし、またこの方法としてこの方法がいいのかという問題もあるのだらうと思えますけれども。人事院勧告ともども我々はそれに則ってやるということを考えております。

ただ、今三澤議員指摘された部分については私も少し思っておりますので、これから注意深く感じていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 人事院勧告ではなくて通知が来たということだし、町長もいくらか疑問を持っているというのであれば、最近ではふるさと納税に関して同じ総務省が他所の自治体でとんでもないことをやっていますから3割程度にするべきだということがあったんですけども、八雲町は罰則等がない限り、ギリギリまで5割で行くという方針は町長の考え通りやっているわけですから、そういった面では、今回のことも町長が何がしか疑問をもっておられるのであれば、私が言ったように解釈してもらった方がいいんじゃないかなと。

また、先ほど具体的な例として、残業で遅くなったら家の暖房費は減るじゃないかと。だからそれが手当てで基礎額に入るのはおかしいと言いましたけれども。

また、町として考えれば、逆に残業することによって。僕はね、町職員は一生懸命やっている、そのことについては報酬について減らせとかそういう考えではないですよ。ただ、全くそれは町長と同じように一生懸命やられているという職員の実態を見ている上で言っているということは前提にしてください。

遅くまで残業することによって、光熱費、暖房費は町は余分に支出しますよね。なのに、寒冷地手当も割増の基礎になるというのは、そういう面でもちょっとこれはおかしい判決でないのかな、というふうに受け取ってもらってもいいと思うんですけども。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先ほど人事院勧告と言いましたけれども、それは間違いで労働監督署の是正勧告ということでありますので、訂正をしておきたいと思えます。

三澤議員おっしゃっているとおりですね、私も今の仕組みというのは多少疑問を持っておりますけれども、ただ、この職員のいくらかでも増えるという部分については、私は良いのではないかとということで判断をして決定をいたしました。

で、一番最初にありましたそのふるさと納税については、是が非でも何もなければ3月



までということではなく、今ふるさと納税に協力していただいている業者の皆さんの仕組みや在庫等々もあるので、大きな影響がないようにということで考えてやっているところで、それは3月でなくても準備次第ですね、国の方向にそっていきたいという気持ちであります。その準備も、なかなか出来ていないというのが実情でありますので、これも注意深く業者の人と打ち合わせをしながら、国の指導どおりやりたいという思いでありますので、ご理解をお願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 初めて聞いた理由だな。僕は、国の指示として言われても、八雲町の立場に考えて是々非々で判断する町長だと思ったので、こういう質問をしてみたら興味深いかと思って質問をしたんですけれども。

もう一步食い下がりますけれども、そういった普通の感覚からいったらこの寒冷地手当が算入されることに僕はやっぱり疑問が残ると思う。そしてこのことを町民にちゃんと説明すれば町民の理解も得られるのかなと。

で、職員の待遇に関してはちゃんと労働に対しての報酬を、正当な評価を、評価基準なんかも考えて増やしていくのなら増やしていけばいいのかなと思うんですけれども。

こういうふうに根拠が曖昧なものにまで便乗してですね、それを職員の報酬にしていききたいという。それは、応援としては金に色はないということかもしれないけれども、僕は違う理由でちゃんと適切にした方がいいのかなと思います。

もし、これを適用しないということで職員の中に、この某県の独立行政法人と同じように訴えるということがありましたら、町民にも理由をちゃんとお話して。僕は、大方の町民はそういうことで基準に入るのはおかしいと理解してくれるのかなという思いで、質問をしているんですけれども。

そういった町民の意思があるのなら、僕は職員は訴えたりしないと思いますし、訴えないのであれば、今回算入は見送って、しかるべき時期にしかるべき根拠でちゃんと報酬をあげるといふ。

報酬を上げたいのであれば、こういったものに便乗しないでちゃんと上げるべきだと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員おっしゃっているとおりですね、三澤議員が不思議に思っている部分は私も幾分そういう気持ちはあります。

ただ、この報酬、給与の部分というのは大変難しい部分がありますので、この度はこの通り執行していくと。

さらに給料を上げたくても下げたくてもなかなか難しい部分がありますので、それについても行政としてしっかりと研究をしながら給料体系も見直していきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

議案第1号及び議案第2号及び議案第3号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号及び議案第3号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、これより各案を区分して採決いたします。

まず、議案第1号八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第5 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第4号八雲町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び八雲町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） おはようございます。

議案第4号八雲町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び八雲町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。はじめに概要説明書の4ページをお願いします。

この度の改正は、子育て家庭へのいっそうの支援策として、子どもの医療費自己負担への助成範囲を拡大するもので、これまで未就学児に適用してきた医療費への全額助成、いわゆる医療費の無料化を18歳まで拡大しようとするものであります。

記載の改正区分表は、乳幼児等医療費助成制度の概要を簡単に表したものでありますが、改正前の太枠で囲んだ部分がこの度助成拡大する範囲で、これまで小学生については保護者に所得制限を設け、一定所得を超えた世帯は助成対象外に、また、所得制限以内であった場合でも助成されるのは入院診療に限られておりました。

さらに、これまで中学生と高校生のお子さんにつきましては、この医療助成制度の対象外としてきましたが、改正後はこれら小学生から高校生までも現行の未就学児と同様、保護者の所得制限を廃止し、入院・外来全ての医療費の無料化を図ろうとするものでございます。

また、この乳幼児等医療助成制度だけではなく、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療助成制度においても、18歳まで同様に助成範囲を拡大することになりますので、二つの条例を第1条と第2条へそれぞれ掲げ、一括で改正するものでございます。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。議案書14ページをお願いします。

はじめに、第1条の八雲町乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正の内容からでございます。この度の改正により、0歳から18才までの幅広い年齢層のお子さんを助成の対象といたしますので、条例題名中の乳幼児等を子どもと改め、より馴染みやすく表現するものでございます。

続いて条文第1条の改正は、同じく規定中の乳幼児等を子どもの及び子どもとそれぞれ改めるものでございます。第2条第1号及び第2号につきましても、規定中の乳幼児等を子どもと改め、さらに第1号は対象年齢を満12歳から満18歳へ引き上げるとともに、但し書きとして、高等学校等に在学していないものなどは助成対象外とする要件を加えるものでございます。

また、医療費の無料化に伴い、保護者が医療機関などへ支払う一部負担金等がなくなるため、当該負担金等を定めてきた同上第5号及び第6号を削除し、第7号及び第8号をそれぞれ繰り上げるものでございます。

続いて15ページになります。第3条の改正は、第1号及び第2号を含む規定中の乳幼児等を子どもと改め、これまで小学生保護者の所得制限を定めてきた同上第3号の規定を削

除し、これに替え、改正後は重度心身障がい及びひとり親家庭の医療助成対象者につきましては、当該各医療助成制度それぞれにおいて無料化を図る事にするため、この条例の適用対象外とする内容に改めるものでございます。

第5条の改正は、規定中の乳幼児等を子どもと改め、これまで小学生の助成診療種別を制限してきた但し書きの規定を削除し、外来診療を含む全ての医療費への助成を可能とするものでございます。

以上が、乳幼児等医療費助成に係る改正でございます。

続きまして、第2条の八雲町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正の内容でございます。本ページ下段から16ページにかけてご覧ください。

この重度心身障害者及びひとり親家庭への医療助成制度の対象者につきましても、18歳まで同様に医療費の無料化を図るものでございますので、改正内容につきましては、条文第4条第1項に但し書きとして、18歳までのものは一部負担金等は生じないものとする規定を追加するものでございます。

以上、二つの条例の施行日は、医療費助成制度受給者証の一斉の更新時期にあわせ、平成31年8月1日とするもので、第2項として平成31年7月31日以前の医療費については従前のおりと規定するものでございます。

なお、この医療費助成の拡大につきましてはシステム改修が必要となり、当該改修費の補正を議案第9号の中で提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、議案第4号の説明とさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 現行の町の支出と改正後の支出金額を比較したいので出していただけですか。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 乳幼児等医療助成の関係での追加の経費でございますが、助成の部分でおよそ年間3,000万円新たに追加されると予測しております。

で、これまでのものと合算させていただきますと、およそ年間で、これまでのものを含めると6,000万円という形になります。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 文教厚生常任委員会が8項目の提言をした時には、この医療費の助成の部分は、町内医療機関に限るという工夫をしたんですが、これまでの部分もそこにとらわれずに町は支出してきました。改めて町長の、この議会からの提言とは違う取り組

みをしているので、改めて町長のお考えを、その点について。町内限定という部分を外した部分についての見解をお伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、文教厚生常任委員会から提案があった件につきまして、私も町内の病院ということも想定しながら考えました。

しかしながらですね、やはりいろんな方がいるんだろうなということでもありますので、全般に子どもたちの支援ということであれば、町内ということではなくて、やはり全般を見るということで、今回は全ての病院ということに決定したということをお願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 賢明な判断だったという町民の支持は相当あるとは思いますが、議会としてはやはり総合病院の経営ということを非常に加味して工夫して出したものなんです。

改めてこういった助成が広がることによって、総合病院への患者の流れがまた変わって、町外に行くという部分の危惧というか、その懸念に対しての備えなんていうものがありましたら、お話ししていただきたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 総合病院につきましては、子どもの医療費無料ということも関係は少しはするかもしれませんが、やはり医療の充実から言うとですね、大変、今町民の皆さんにご迷惑をおかけしている内科の先生等々ですね、やはりお医者さんの充実をしながら経営の改善をしていくということは勿論のことでもあります。

その辺は、私もしっかりと今の院長先生とタッグを組みながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第6 議案第9号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第9号平成30年度八雲町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第9号平成30年度八雲町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明いたします。議案書24ページであります。

この度の補正は、歳入歳出予算、債務負担行為、繰越明許費及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに27億8,404万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億2,208万4,000円にしようとするものであり、ふるさと応援寄付金奨励事業の外、10の事務事業に係る補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書の34ページであります。

2款総務費、1項総務管理費、2目企画調査費83万7,000円の追加は、地域間幹線系統バス路線維持補助金であります。本補助金は、函館バス株式会社が運営する函館長万部線及び檜山海岸線2路線の計3路線に対し、その運営維持に必要な相当額を沿線の市町で協調補助しようとするものであります。

定期運行バス路線地域間幹線系統への国と道による補助制度は、過去3か年平均に基づき補助金額を内定する事前算定方式であるがゆえに、当該年度の燃料費の高騰などによる経費の増高があつたとしても補助金に反映されないものであります。

函館バス株式会社としては、本年9月の決算において経費節減努力にもかかわらず、經常収支不足となつたことから、このほど、沿線市町への支援要請となり、八雲町としては3路線の維持を目的に、当町に係る運行路線距離相当分83万7,000円を補助しようとするものであります。

12目地域振興対策費27億7,163万5,000円の追加は、ふるさと応援寄付金奨励事業の追加であります。本事業については、本年度好調であつた過去2か年の状況を踏まえ、寄付金総額を12億円と見込み予算計上していたところではありますが、11月末現在において、寄付金額が16億8,607万6,000円に達し、現行の計画予算額を超過していることから、このほど、予算の追加をしようとするものであります。

増加の要因はふるさと納税制度の変更を見据えた寄付者側のいわゆる駆け込みが考えられるものの、記念品を提供する地元業者皆様の努力の成果であります。

追加にあたっては、11月中旬時点での試算であり、10月までの実績に11月上旬の傾向及び29年度実績からの伸びを勘案し、寄付金件数総額をそれぞれ11万8,389件、12億円から約2.4倍の25万5,266件、29億3,499万6,000円相当と推計し、その増額にあわせた予算とするもので、25節積立金に17億3,499万6,000円、8節報償費に記念品費6億1,432

万 9,000 円のほか、各節に説明欄記載のとおり事務経費の追加をしようとするものであります。

なお、本来であれば計画を超過する前に予算補正すべきものでありますが、9月、10月の寄付金実績が急激な伸び、多額であったものの、11月の傾向を見計らうとし、12月の定例会において補正しようとする判断であったものでありますが、結果的に11月実績で現行の計画を超過してしまった次第であります。

想定さえ不可能な事態であったことをご理解いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

更には12月に入り、より伸長している状況であり、過去2か年の傾向からすれば、12月末日に向け、お歳暮、新年用として返礼記念品の利用がさらに高まることから、再び予算の追加を要する状況であることをご理解いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

13目災害対策費 531万 5,000円の追加は、これまで発生した災害等において従事した職員に係り要した経費の追加で、節説明欄記載のと通りの追加であります。

事象別には、山菜採りにおける遭難者捜索に係り、5月22日分 52万 1,000円及び6月3日分、35万 6,000円。異常気象時の避難所設置に係り、7月4日豪雨に際して 25万 7,000円。8月16日から17日にかけての豪雨に際して 14万 4,000円。8月24日から25日にかけての台風20号に際して 37万 5,000円。9月4日から9月5日にかけての台風21号に際して 120万円。9月6日胆振東部地震に係り、停電対策として 107万円。被災地支援としての消防職員派遣2回延べ8名 57万円。事務職員派遣3回延べ9名 82万 2,000円であります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費 760万 6,000円の減額は、介護保険事業特別会計操出金であり、内容につきましては当該特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

議案書 36 ページになります。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費 90万 8,000円の追加は、乳幼児等医療システム改修業務委託料であります。

本業務は、先ほど議決いただきました議案第4号に係り、乳幼児医療助成施策の拡大を行うにあたり必要となる電算業務システムの改修経費であります。

2目児童措置費 1,609万 1,000円の追加は、障がい児の通所サービスの利用増に対応する給付費等の追加であります。本給付費については、当初予算において実施事業所1か所における利用数を見込み計上していたものでありますが、利用希望の増加、さらにこの12月に事業所が1か所増となることなどから、改めて給付費等を試算したところ、予算に不足を生じる事が判明したため、節説明欄記載のとおり追加しようとするものであります。

4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費 570万円の減額は、下水道事業特別会計が実施する汚水処理施設共同整備事業における一般会計の応分負担分の減額であり、内容につきましては、当該特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費 75万円の追加は、農業次世代人材投資

事業交付金であります。本事業は、国の新規就農者への支援施策であり、新規就農者に対し、年間 150 万円を最長 5 年間給付する制度であり、支給においては就農者毎 6 か月単位で半額ずつ交付されるものであります。

この程、北海道の平成 30 年度予算の調整において、本来は平成 31 年度支給計画としていた就農者においても本年度新たな支給期間に入るものに対しては交付するとされ、八雲町においては 1 名が該当することから予算を追加し、新規就農者への速やかな交付により、円滑なる営農へ繋げようとするものであります。

6 目農地費は財源内訳の変更であり、中山間地域総合整備事業における実施事業の変更によるものであります。本事業は、北海道が事業主体となり、用排水路、農道、飲雑用水施設の整備を実施し、かかる経費を国・道・町・農家が相応負担するものであります。具体的には平成 30 年度の実施計画としていた八雲地域の水田地帯の用水路整備等の事業費を圧縮したこと、受益者である農家の分担金及びその軽減支援策である道の補助金の減。熊石黒岩地区の農道整備事業費、山崎花浦地区の営農飲雑用水事業費の整理などから、記載の 80 万円の増、それに伴う一般財源の変更であります。なお、北海道は営農飲雑用水事業の一部事業費 3 億 2,100 万円を平成 31 年度にかけて繰越明許費として執行する計画であることから、本補正予算において、その町負担額について繰越明許費の設定をお願いするものであります。

8 款土木費、4 項都市計画費、5 目下水道事業費 84 万 1,000 円の追加は、下水道事業特別会計繰出金であり、内容につきましては、当該特別会計の補正予算議案で説明いたします。

8 款土木費、5 項住宅費、1 目住宅管理費 97 万 2,000 円の追加は、町営住宅修繕料であります。これは出雲町 A 団地において、6 月に退去した件に係り、退去者の責任において行う修繕をその額が多額であったため、退去者が一度に負担できず、町がやむなく対応したため、修繕料に不足が生じたものであります。なお、その修繕料は退去者との協議により、分割納付契約を交わし、現在計画とおり納付されている状況であります。また、追加する額はこれまでの実績を勘案し、不足相当額の計上であります。

以上、補正する歳出の合計は 27 億 8,404 万 3,000 円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書の 30 ページとなります。

10 款、1 項、1 目地方交付税 531 万 5,000 円の追加は、災害対策費に要する財源として、特別交付税の計上であります。

12 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林水産業費分担金 103 万 5,000 円の減額は、道営中山間地域総合整備事業分担金で、歳出で説明しましたとおり、用水路整備等の事業費を圧縮したことに伴う受益者分担金の減であります。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 803 万 9,000 円の追加及び 15 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金 401 万 9,000 円の追加は、歳出で説明しました障がい児の通所サービスの利用増に対応する給付費等の追加に係る国及び道の負担金の追加で、内訳は節説明欄記載のとおりであります。



15 款道支出金、2 項道補助金、4 目農林水産業費道補助金 67 万 5,000 円の追加は、歳出で説明しました農業次世代人材投資事業補助金 75 万円の追加で、歳出と同額及び道営中山間地域総合整備事業における用水路整備等に係る事業費の圧縮に伴う道の支援補助金 7 万 5,000 円の皆減であります。

17 款 1 項寄附金、2 目ふるさと応援寄付金 17 億 3,499 万 6,000 円の追加は、歳出で説明しましたふるさと応援寄付金の増加見込み額であります。

議案書 32 ページになります。18 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目ふるさと応援基金繰入金 10 億 3,500 万円の追加は、地域物産 PR 地域経済振興対策として、ふるさと応援寄付金奨励事業の返礼記念品代及び送料の相当額を上限に用途を町へ一任されたふるさと応援寄付金を活用しようとするものであります。

19 款 1 項 1 目繰越金 193 万 4,000 円の追加は、前年度繰越金で歳出に対応した計上であります。

21 款 1 項町債、2 目衛生費 570 万円の減額は、汚水処理施設共同整備事業債で、歳出で説明しました下水道事業特別会計が実施する汚水処理施設共同整備事業における一般会計の応分負担分の減額に伴い、その財源である起債の減額であります。

3 目農林水産業費 80 万円の追加は、中山間地域総合整備事業債で、歳出で説明しましたとおり、同事業の耕種別事業費の変更により起債対象事業費が増額したことに伴う変更であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の 27 億 8,404 万 3,000 円の追加であります。

次に、債務負担行為の補正であります。議案書 27 ページ上段であります。

第 2 表債務負担行為の補正は、各種業務システム元号改正対応改修事業の追加で、期間を平成 30 年度から平成 31 年度、限度額を 438 万 3,000 円とし設定しようとするものであります。

本件は、来年 5 月 1 日の新元号施行に向け、全ての業務においてその対応準備が必要となるところでありますが、特に電算システムによる業務については慎重を期する必要があると、調査の結果、平成 30 年度からその準備作業、システム改修作業を要するシステムの存在が判明したことによるものであります。

具体的には、財務会計システムなど 11 業務システムにおいて、期間をこの 12 月から来年 5 月までとし、総額 438 万 3,000 円を上限とした業務委託契約を締結しようとするものであります。

次に、繰越明許費の補正であります。同ページ中段であります。第 3 表繰越明許費の補正は追加で、6 款農林水産業費、1 項農業費、中山間地域総合整備事業 7,222 万 5,000 円であります。本件は、歳出で説明したとおり、本事業の事業主体である北海道が、事業費予算の一部、具体的には山崎花浦地区の営農飲雑用水事業に係る事業費 3 億 2,100 万円を平成 31 年度に繰越し執行する計画であることから、それに伴う地元負担金、町負担金 7,222 万 5,000 円を繰越明許費として設定しようとするものであります。

次に、地方債の補正であります。同ページ下段であります。第 4 表地方債の補正は変更

で、事項別明細書歳入で説明いたしましたとおり、汚水処理共同整備事業において、限度額を 6,030 万円から 5,460 万円に 570 万円の減額。中山間地域総合整備事業において限度額を 9,760 万円から 9,840 万円に 80 万円の増額とし、地方債の限度額の合計を 9 億 3,300 万円から 9 億 2,810 万円に変更しようとするものであります。

以上で、議案第 9 号平成 30 年度八雲町一般会計補正予算(第 9 号)の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長(能登谷正人君) 休憩以前に引き続き、再開いたします。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○6 番(大久保建一君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 大久保君。

○6 番(大久保建一君) 総務管理費の中の災害対策費の中で、増額理由について山菜採りの遭難にもかかっていると聞きました。これ山菜採りの遭難、5 月何日だかのやつ。これは、1 件についてかかっているのでしょうか。八雲町は幸い山の幸等にも恵まれて、山菜採り、個人だけじゃなく業者がたくさんの人を送り込んでいるという話も伝え聞いたことがあります。

この遭難者対策に対して、その遭難した人から何らかの費用というのは、賠償を求めているのかその辺もあわせてお願いいたします。

○総務課長(三澤 聡君) 議長、総務課長。

○議長(能登谷正人君) 総務課長。

○総務課長(三澤 聡君) 今回の災害対策補正の中の遭難者の部分ですけれども。

今回は 2 件ございまして、1 件が 5 月 22 日にたけのこ採りの遭難者が出た部分で 52 万 1,000 円。もう 1 件が 6 月 3 日、これも同じくたけのこ採りで遭難した方の捜索ということで。これはどちらも雲石峠の頂上という事です。

今回は、この部分についての時間外等の補正でございますけれども。いわゆる遭難された方から町としてその遭難の経費を徴収しているということはございません。

ただ、その捜索に当たってハンター等、これハンターを要請するしないは遭難した方の家族にこの事情を説明して、家族の要請に基づいてハンターの要請があった場合には、そのハンター代については家族の方が支払うということで支払ってきております。

以上でございます。

○6 番(大久保建一君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 大久保君。

○6 番(大久保建一君) 今のハンターのことについて、ちょっとよく分からなかったん

ですけれども。ハンターは、家族が頼めば家族が払わないとならないし、家族が頼まないと、でも家族だけが搜索するわけじゃないですよ。ちょっとその辺意味が分からなかったんですけれども。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 雲石峠の山の中に入るといって、搜索入るにあたってですね、やはり危険性があるといふことの事情を説明して、これは費用がかかりますので、その費用については自己負担でやってもらうといふことで、町で出すといふことでは考えておりませんので、これは自己負担といふことで、警察等と家族の方に相談をした上で、ハンター要請。こちら入る側としては、ハンターが入った中で搜索するといふことが安全第一といふことで理想です。

ただ、勝手にハンターを要請するといふ事にはなりませんので、それを家族の同意を得た中でハンターを要請してやっているといふことでございます。

以上です。

○6番（大久保建一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○6番（大久保建一君） まずその件は、家族の了解の下に頼んでいるといふことでいいんですよ。

そのことはいいいんですけれども。近年レジャー登山においては、遭難者の搜索については一部負担といふことが常識になりつつあります。ですから、そういうレジャーに挑むものはまず保険に入る事といふのは、これも常識になりつつあります。

山菜採りにおいても、やはり同じ考え方でいいと思うんですよ。やはりそれなりに自分の備え不足についてなったそういう遭難等について、かかった費用については、全額でなくてもある程度求めていくという方向性は、今後町は考えていくべきだと思っております。

回答してもしなくてもどちらでもいいんですけれども、私の意見として。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 今、議員おっしゃられたとおりですね、八雲町は今のところは費用負担といふものを搜索にあたって求めてはいないんですけれども。

他町で、ちょっと今資料がないので分からないんですけれども、他町でも既に規定を決めた中で費用負担を求めているところもございます。

それで、今年度ですね、今回搜索が2件続いたといふことで、雲石峠の頂上に注意看板を設置して、基本的に自己責任ですよといふところを看板設置しておりますけれども。昨年、一昨年はなかったんですけれども、続く時は続きますので。今後、そういう費用負担といふのもですね、他町の基準等を参考にしながら検討していきたいと考えてございます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 議案書については、了解するんですけども。

このふるさと納税の説明、鈴木課長が説明されまして、想定外のことが起きているんだと。で、歳入の方で17億3,000万。これは見込み額というふうな説明されました。なるほどなどと思いながら聞いていたんですけども。

例年今までのふるさと納税の金額の進捗状況というんですか。12月がピークなんですよ。とてつもない金額が入ってくるだろうという、だろうの世界で議論はしたくはないんですけども。そういうふうにしてピークが12月を迎えるということに対して、今後、これから鈴木課長ははっきり言わなかったんですけども、この対応策について、どのような手法で乗り切っていくのかなどと思いながら聞いていたんですけども。

その辺の考え方について、お聞かせ願いたいんですけども。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議員ご指摘のとおりで、確かに今後12月分伸びるので、また追加の補正をお願いしたいというようなことで言い留めましたが、具体的には先ほども説明したとおりですね、今回の補正額については、この補正額を調整するにあたって、11月中に調整しておりますので、11月末の段階でのものは実際に反映出来なかったと。

それプラス、今議員がおっしゃったとおり12月があると。はっきり言って、これ読みが難しいです。10月までの急激な伸びが、これ以降も12月続くのかどうか。その伸びの率もどの程度なのかというのもちょっと分からないと、判断付きようがないということ。

やり方として、お願いの仕方として2通り、今回の定例会でさらに追加補正予算をお願いするという場合と、また別個で臨時会なりでお願いするという2方法しかないだろうということで検討した中でですね、やはりこの12月の伸びというのが全然読めないということで。この12月、今週中までちょっと傾向を見た中で、明らかに最早伸びているのは事実ですので、最終日に町長からお願いしますが、この25日に改めて臨時会をお願いした中で、追加の補正をというふうにご考えてございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 駆け込み需要というのをかなり発生すると思うんですよ。これは、これからもう1回臨時議会年内にありますよという考え方でいけばいいのか。それとも、専決処分といってお任せしますよというふうにして専決でやる手法も町長、あると思うんですけどもね。どういう方法が想定されるのか、はっきりもう1回臨時会がありますよってはっきりここで言うておいた方が今後やりやすいんじゃないでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 田中議員ですね、田中議員おっしゃるとおり、このふるさと納税

は読めないという事であります。これは協力していただいている会社や個人の皆さんの在庫だとかそういう部分がありますので。どこで在庫が無くなるかというのは我々もちょっと想定が出来ませんので。

ただし、今財務課長が話したとおり、今のところ予算はオーバーするだろうということでありますので、25日に臨時会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 先ほどの大久保議員の質疑を聞いていまして、ちょっと答弁に関して聞きたいんですけども。

ハンターの部分を追加で説明した時にですね、これは費用が発生することなのでご理解を願いたいということでご家族と話し合うというふう聞いたように理解したんですけども。

ということは、ハンター以外の部分は直営というか、職員もしくは準職員に当たる方が対応しているということで理解してもいいですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、そのとおりで、このハンターの部分以外は町で見ているということであります。

先ほど大久保議員から質問がありましたとおりですね、私もこれが多くなるという事もありますので、これは当事者負担はありだと思っておりますので。先ほど総務課長からも説明がありましたけれども、その辺についてはやはり当事者責任もありますから、応分の負担をこれから研究してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 研究するとすれば、多分総務常任委員会の方になると思いますし、僕も大久保議員の発言を聞いていて、ほぼ同調する考えです。

言われるとおりですね、やっぱり業者による山菜採りというのも相当ありますから。これが町民の憩いとしての山菜採りであればね、費用負担というのはどうかなという議論は、町民の中にもあるかもしれませんけれども。今は、やはりそれをご商売にされているという部分、そのことによって雇われているという方も相当数いるとすればですね、町長がお話したとおり一部負担というのは十分に考えて行ける余地があるのかなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 答弁はいいですね。町内なのか町外なのか聞かなくてもいいですか。

○9番（三澤公雄君） いや、だから僕はその辺、商いという部分もありますから、それは町内町外問わずそういう流れもあるので、一部負担ということを広く検討した方が良い

と思います。

○議長（能登谷正人君） はい。町長。

○町長（岩村克詔君） 今ですね、町内町外ということがありますけれども、今年はまだ町外の方が2名でしたが、これから町内の方も先ほど三澤議員おっしゃっているとおりですね、それを少し商売的にしている方もいらっしゃると思います。

今回、特に町外の方はこの人は個人的なことではなくて、大きい車で来ていますので。これ個人的なのかなと我々も分からない部分もありますので。先ほどから大久保議員、三澤議員から質問があったとおりですね、この遭難者、特にたけのこ採りだとか、そういう山菜採りの遭難に対して、応分の費用負担というのは考えるべきだと私も思っています。

この辺、先ほどから言っているとおり、常任委員会にもかけながら研究してみたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第7 議案第11号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第11号平成30年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議案第11号平成30年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。議案書51ページをご覧ください。

この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに、保険事業勘定は1,191万5,000円を追加、サービス事業勘定は811万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を保険事業勘定は18億3,682万9,000円とし、サービス事業勘定は1億261万2,000円にしようとするものであり、高額介護サービス費の増加及び人件費の支出科目の見直しなどによる補正であります。

それでは、事項別明細書により保険事業勘定の歳出からご説明いたします。議案書 62 ページをご覧ください。

2 款保険給付費、4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費 153 万円の追加は、平成 30 年度介護報酬改定により、施設サービスに係る報酬単価が、予算編成時に示されていた平均の改定率を上回って増額となった事等に伴い、高額介護サービス費の給付見込み額が増額となり、予算に不足が見込まれることから補正しようとするものであります。

3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業任意事業費、1 目総合相談権利擁護事業費から 5 目認知症総合支援事業費までの補正は、包括支援センター職員に係る人件費の組み替えであります。地域支援事業は、事業ごとに人件費を含めた必要な費用を予算計上しておりますが、本年 5 月、国の交付要綱の改正により、一部の事業に係る基準上限額が見直され、一般会計からの操出金が増加する見込みとなったことから、本事業を最大限有効に活用するため、2 目に計上している人件費 1 名とあわせて、サービス事業勘定の居宅介護支援事業費に計上している人件費 1 名の計 2 名分の人件費を、5 目認知症総合支援事業に組み替えしようとするものであります。

1 目総合相談権利擁護事業費及び下段の 4 目生活支援体制整備事業費は、人件費の組み替えに伴う財源内訳の変更であります。

2 目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費 962 万 2,000 円の減額は、先ほどご説明しました人件費の組み替えによる 1 名分の職員費の減であります。64 ページをご覧ください。

5 目認知症総合支援事業費 1,965 万 9,000 円の追加は、先ほどご説明いたしました人件費の組み替えによる 2 名分の職員費の増であります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金 9,000 円の追加は、本年 4 月に受検した会計検査院実地検査において、平成 27 年度介護給付費の内訳に誤りがあり、国庫負担金の過大交付が判明したことから、再確定手続きを行い、過大交付分を返還しようとするものであります。なお、同額が道負担金として交付される予定であります。

2 項操出金 1 目サービス事業勘定操出金 33 万 9,000 円の追加は、介護予防支援事業の財源内訳の変更に伴い、第 1 号被保険者保険料、国庫負担金及び道負担金相当額を保険事業勘定からサービス事業勘定へ繰り出すものであります。

以上、保険事業勘定の補正する歳出の合計は 1,191 万 5,000 円の追加であります。

これに対応する歳入について、ご説明いたします。58 ページをご覧ください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 30 万 6,000 円の追加は、介護給付費に係る国の負担金で、追加給付費の 20%相当額の計上であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 11 万 9,000 円の追加は、国の調整交付金で、追加分給付費の 7.8%相当額の計上であります。

3 目地域支援事業交付金 463 万 7,000 円の追加は、地域支援事業に係る国の交付金で追加分事業費の 38.5%相当額の計上であります。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 41 万 3,000 円の追加は、2 号被保険者

に係る負担金で、追加分給付費の27%相当額の計上であります。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金19万1,000円の追加は、道の負担金で、追加分給付費の12.5%相当額の計上であります。

2項道補助金、2目地域支援事業交付金231万9,000円の追加は、地域支援事業に係る道の交付金で、追加分事業費の19.25%相当額の計上であります。

60ページをご覧ください。8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金19万1,000円の追加は、給付費のうち、町が負担すべき一般会計からの繰入金で、追加分給付費の12.5%相当額の計上であります。

3目地域支援事業繰入金223万9,000円の追加は、事業費のうち町が負担すべき一般会計からの繰入金で、追加分事業費の19.25%相当額の計上であります。

5目そのほか一般会計繰入金158万5,000円の減額は、歳出でご説明いたしました人件費の組み替えにより、地域支援事業の基準上限額を超過する対象外の事業費が減額することによるもので、1節職員給与費等繰入金153万4,000円と2節事務費繰入金5万1,000円の減額計上であります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金308万5,000円の追加は、歳出に対応した計上であります。

以上、保険事業勘定の補正する歳入の合計は、歳出と同額の1,191万5,000円の追加であります。

次に、サービス事業勘定の歳出についてご説明いたします。議案書68ページをご覧ください。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅介護サービス事業費215万8,000円の追加は、人事異動に伴う人件費の増加に対応するため、不足する給与職員手当及び共済費を補正するものであります。

2項1目居宅介護支援事業費1,027万円の減額は、先ほどご説明いたしました人件費の組み替えにより、職員1名分の人件費を保険事業勘定に移行することによる減であります。

2目介護予防支援事業費は財源内訳の変更であります。

以上、サービス事業勘定の補正する歳出の合計は、811万2,000円の減額であります。

これに対応する歳入についてご説明いたします。66ページをご覧ください。

2款繰入金、1項1目保険事業勘定繰入金33万9,000円の追加は、先ほど保険事業勘定の歳出で説明のとおりであります。

2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金845万1,000円の減額は、歳出に対応した計上であります。

以上、サービス事業勘定の補正する歳入の合計は、歳出と同額の811万2,000円の減額であります。

以上で、議案第11号平成30年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。



これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○14 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） サービス事業勘定の居宅介護の居宅介護サービス事業の関係と、保険事業勘定の認知症総合支援事業費の職員の関係なんですけれども。これは、いつの人事でどういう人員配置の変更なんでしょうか、ということが1点と。

それから、高額介護サービス費の関係なんですけれども。増加になった部分なんですけど、今年度はおおむね報酬の部分は減額されていると思うんですよ。そして、サービス自体も量は増えていないと。

それで、高額介護サービス費が補正を組まれているということは、逆に高額の利用する人が多くなったとか。その辺、当初の見込みと違うということですので、制度改正とかその辺の部分なのか、あるいは、逆に言えば高額の介護サービスをする見込みそのものが増えたのか。

その辺、ちょっと伺いたいなと思います。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） まず、1点目の人事異動の関係ですけれども。居宅介護サービス事業費、ヘルパー事業所の担当職員の人事異動ということで、10月1日付の人事異動で、担当していた20代の職員が異動となりまして、その後に40代の職員が配置されたということにより、人件費が増額になったことによる補正であります。

それから、2点目の高額介護サービス費の増加の要因ということだと思いますけれども。当初予算要求の時点では、平成30年度の介護報酬改定で、その時点では全体の平均ということで介護報酬が0.54%程度の改定だということが出ていたわけなんですけれども。

ただ、個別のサービスごとに、例えば居宅だとか訪問介護ですとか、施設がいくらに変わるといふ部分までは出ていなかったんですけれども。実際に4月以降、給付の推移をみていった中で主に施設サービス、もっと言うと特別養護老人ホーム等に関する金額が施設サービスの給付費自体が大幅には伸びていないんですけれども、件数が若干昨年度よりも減少している、日数も減少しているという中で同じ金額になっておりますので。1件あたりの金額、一人あたりの金額というものが少し伸びているような傾向にあります。

その中で、高額介護サービス費でありますので、一人あたりの金額が高額になりますと、一人あたりの負担上限額というのがありますけれども、そこを超えた部分が全て高額介護サービス費になってきますので。

そういった中で、今回、傾向としてはその特別養護老人ホーム等にかかる部分で高額介護サービス費が多くなってきているということで、予算が不足するという見込みになりまして、補正をお願いしているというところであります。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 8 議案第 13 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8 議案第 13 号平成 30 年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議案第 13 号平成 30 年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。議案書 74 ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれから 1,415 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8 億 4,411 万 1,000 円にしようとするものであり、下水処理場水処理機械設備整備事業及び汚水処理施設共同整備事業のほか、事業事務経費の補正でございます。

当該事業は、日本下水道事業団への委託事業であります。本年 6 月の第 2 回定例町議会において提案し議決をいただきました、日本下水道事業団との工事委託に関する協定を 6 月 6 日に締結しており、本議案の補正の議決をいただいた後、委託金額の変更による下水道事業団との変更仮協定を締結し、本定例会最終日に協定の変更についての追加議案を提出させていただく予定でありますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 81 ページをお願いいたします。

2 款施設費、1 項施設整備費、1 目公共下水道施設整備費 400 万円の追加は、日本下水道事業団への委託事業による下水処理場水処理機械設備工事の積算基準の改定に伴う 13 節委託料の増額でございます。

長寿命化事業による当該工事は、昨年 12 月の平成 30 年度予算積算時に、日本下水道事業団において平成 29 年度の積算基準を用いて概算事業費を算出いたしました。その後の平成 30 年度積算基準に置き換え再度算出したところ、資材や労務費などの物価上昇により、事業費が増額となったことによるものであります。

本年度の事業内容は、八雲地区の下水処理場水処理機械設備に係る工事で、事業費 1,400

万円の予定でございます。

3目汚水処理施設共同整備事業 1,900 万円の減額は、日本下水道事業団への委託事業において、下水処理場での下水道、し尿及び浄化槽汚泥を集約し一元化して処理するミックス事業における土木建築工事の入札の不調が続いたため、平成 30 年度分の出来高が見込まれず、出来高分の一部を翌年度へ持ち越すことによる事業費相当分の委託料の減額でございます。

本年度の事業内容は、機械設備工事、土木建築工事及び電気設備工事で、事業費 1 億 8,200 万円の予定でございます。

4款消費税、1項消費税、1目消費税 84 万 1,000 円の追加は、消費税納付額の増額でございます。消費税納付額は、前年度の下水道使用料などの課税売上に係る消費税額から、事務用品委託料工事請負費などの課税仕入れなどに係る消費税などを差し引いて計算いたしますが、平成 29 年度当初予算と比較し、汚水処理場電気設備工事委託料の事業費確定に伴う減額のほか、ストックマネジメント基本計画策定業務が交付金の採択にならなかったことによる事業の取りやめなどにより課税仕入れに係る消費税が減少し、課税売上に係る消費税との差し引きが増え、消費税納付額が増額となった事によるものでございます。

以上、補正しようとする歳出の合計は 1,415 万 9,000 円の減額でございます。

続きまして、歳入であります。79 ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、2目下水処理場施設共同整備事業負担金 570 万円の減額は、歳出でご説明いたしました汚水処理施設共同整備事業ミックス事業の減額に伴い、事業に対する 6割相当分の一般会計負担金の減額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金 730 万円の減額は、歳出でご説明いたしました下水処理場水処理機械設備工事委託料の増額分について、社会資本整備総合交付金補助率 10 分の 5.5 相当額の 220 万円の増額となるほか、汚水処理施設整備工事委託料、ミックス事業の減額分について、補助率 2 分の 1 相当額の 950 万円の減額によるものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 84 万 1,000 円の増額は、歳出でご説明いたしました消費税に対応の一般会計からの繰入金でございます。

5款町債、1項町債、1目下水道事業債 200 万円の減額は、公共下水道事業債に係る部分で、歳出でご説明いたしました各事業の増減に伴う起債の減額であります。

以上、歳入の合計は、歳出と同額の 1,415 万 9,000 円の減額であります。

続いて、債務負担行為の補正でございます。76 ページ上段をお願いいたします。

第 2 表債務負担行為補正追加分の下水道業務システム元号改正対応改修事業は、来年 5 月 1 日の新元号の施行に伴いシステム改修作業を要することから、円滑な移行を行うため、期間を平成 30 年度から平成 31 年度、具体的にはこの 12 月から来年 5 月まで、限度額を 62 万 9,000 円にしようとするものであります。

中段の変更分の一つ目になりますが、下水処理場水処理機械設備整備事業については、平成 30 年度から 31 年度の 2 か年事業であります。平成 31 年度負担分におきましても、

平成 30 年度と同様に積算基準を置き換えて再度算出したことにより、限度額を 5,070 万円から 130 万円増額し、5,200 万円にしようとするものであります。

変更分の二つ目は、汚水処理施設共同整備事業、ミックス事業ですが、同様に平成 30 年度から平成 31 年度の 2 か年事業であり、限度額を 5 億 300 万円にしようとするものであります。

増額の要因ですが、歳出にてご説明いたしました土木建築工事の入札の不調により、平成 30 年度分の出来高分の一部を平成 31 年度に持ち越すことによる事業費 1,900 万円の増額であります。

また、12 月での平成 30 年度予算積算時では、日本下水道事業団において汚水処理施設の建物面積を概算の 300 平方メートルと積算しておりましたが、その後の実施設計による配管スペースの配置調整などから 335 平方メートルに増床したことにより、事業費で 3,900 万円の増額と、土木躯体事業では、相生町の建設予定地が津波浸水区域であることから、対津波性能を確保するため、当初 1 階に配置予定だった電気室を 2 階へ変更し、対津波に対応した壁の厚さに増圧したことにより、1,800 万円の増額であります。

このほか、積算基準の置き換えに伴う物価上昇により 4,080 万円の増額となり、合計で 1 億 1,680 万円の増額でございます。

続きまして、地方債の補正でございます。同じく 76 ページ下段をお願いいたします。第 3 表地方債の補正は、下水道事業の限度額を 8,890 万円から 200 万円減額し、8,690 万円に変更しようとするものであります。

以上で、議案第 13 号平成 30 年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○14 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14 番（千葉 隆君） 歳出で、2 款の施設費 1 目の公共下水道施設整備費の説明では、積算が 29 年度で実際は 30 年度に工事なってから 30 年度の積算にすると工事費が割高になりましたから補正を組みますよと。

で、一方、汚水処理施設共同整備事業費の部分においては不落、不調になったという事なんですけれども。そして、次年度に工事が移るという事なんです。当然、1 目のように次年度になれば工事費も高くなる恐れがあるという事になりますよね。

そこで、汚水処理施設共同整備事業、事業団の方に委託しているんですけども、そもそも不調になるということは事業者がいないということだと思ってしまうんですけども。

やっぱり、その辺の事業者の選定の基準を、逆に言えば拡大するというか、少し枠を広げていかなければなかなか不調を解消できないという状況というのは、同じようなことが起きるのではないかなというふうにも思ってしまうんですけども。

また、今回だけでなく、同じようになかなか事業団に委託して事業をやるということ

は、毎回毎回あるわけじゃないんですけども。

その辺の関係は、どのように不調にならないような仕組みというか、仕組みづくりというか。その辺は、どのように考えているんですか。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 今回の工事の入札の不調の関係でございますけれども。

今回は、ミックス事業におかれましては機械設備工事、電気設備工事、土木建築工事ということで大きく三つに分かれております。で、機械設備工事につきましては、8月24日に発注済みとなっております。

今回のその土木建築工事につきましては、これまで3回入札公告を行いまして、いずれも応募者がなかったということで、不調となり未発注となっております。今後ですね、随意契約という形で工事発注を進めていく予定というふうに、事業団の方から伺っております。

この不調となった大きな原因というのは、やはり、全国的に大手業者からの工事管理に伴う技術者が不足しているということで、事業団の方からは原因を伺っているところであります。よろしく願いいたします。

○14番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 随意契約ですから、随意に契約する事業者を選定してということなんでしょうけれども。それじゃあ、なかなか工事の関係で全国的な状況があるから随意契約という理由なんでしょうけれども。工事費の関係は随意契約ですから、その辺の金額も提示しながら予定が組まれているんですか。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 随意契約にあたっての金額の公表については、事業団の方では公表していないということで聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○14番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 金額がどうのこうのじゃなくて、当然随意契約ですから、特定の業者と結ぶというか、1社と結ぶということが随意契約ですから。随意契約での工事で、次年度確実に行われるということで理解してよろしいんですか。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） 今回、不調になりまして3回公告をしたけれども入札不調になったということで、最終手段として随意契約という方法を用いられるというふうになっております。

来年以降については、大型のJVによる入札が大原則だというふうになっておりますの

で、その後については、またそれで入札が不調になった場合については随意契約だとか、そういった部分に検討がなされるのかなというふうに考えておりますけれども、事業団としては大型のJVで入札を行うというふうになっております。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お昼になりましたけれども、もう一つやると終わりますので、ご協力のほどお願いいたします。

#### ◎ 日程第9 発委第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 発委第1号八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○14番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○14番（千葉 隆君） 発委第1号八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。

本件は、先ほど可決されました特別職の期末手当の支給率の改正と同様、議員の期末手当の支給率を改正するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

現行の期末手当の支給割合は、6月が2.125月分、12月が2.275月分で、年間4.4月分となっておりますが、0.05月分引き上げ、年間で4.45月分に改正しようとするものであります。

それでは、発委第1号の別紙をご覧ください。第1条の条例、第4条第2項は期末手当の規定であります。本年12月に支給する期末手当は現行100分の227.5を0.05月分引き上げ、100分の232.5に改正するものでございます。

次に、第2条の条例、第4条第2項は特別職の改正内容と同様に、第1条で12月に0.05月分増としたものを、来年度からは6月と12月に振り分けて調整しようとするための改正で、6月、12月共に100分の222.5月に改正するもので、年間の期末手当の支給割合に変更はございません。

附則といたしまして、施行期日についてですが、第2条の条例による支給割合の変更につきましては平成31年4月1日から施行し、第1条の条例による期末手当の改正は平成30年12月1日から適用し、改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払と見なすことを規定しております。

以上、簡単でございますが提案説明といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 報酬の引き上げに対して反対の討論を行います。

先ほど、特別職、一般職給与引き上げ、人事院勧告による引き上げに伴って議員も報酬を引き上げるという説明がありましたが、今回に限ってといたしますか、人事院勧告とは議会議員のこういう引き上げに関しては区別して考えるべきと思っております。

いろいろな住民負担がこれからも伴ってくる中、議員もそういう引き上げはまだ早いのではないかと思います。議会内でもっと議員の報酬について十分に話し合う機会をもって、こういう町長や一般役場職員の引き上げと共に一緒にやろうということではなく、議会は議会で独自の会議をもって議員の報酬のあり方を考えていくべきだと思いますので、今回の引き上げについては反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時00分

○議長(能登谷正人君) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 日程第10 一般質問

○議長(能登谷正人君) 日程第10 一般質問を行います。

質問は、あらかじめ定められた順により、おのおの45分以内に制限してこれを許します。

それではまず、赤井睦美さんの質問を許します。

○7番(赤井睦美君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 赤井さん。

○7番(赤井睦美君) 2点質問させていただきます。

1点目、八雲町をもっともっとPRしよう。

町長は先頭に立って、国内はもちろんシンガポールにも出かけ、八雲町のPRに力を入れていることは、町民みんなが知るところです。また、ふるさと納税の増加を見ても、八雲町のことは以前より広く知られてきたことも実感できます。

そこで、さらにいろいろな角度・分野からのPRにも力を入れませんか。ということで、一つ提案させていただきます。

10月2日の道新にも取り上げられましたが、野田生1遺跡で発掘された「赤彩注口土器」が、東京国立博物館で開かれた「縄文—1万年の美の鼓動」展に出品されました。そこに、200点以上の中から厳選された60点の一つとして、10月17日から12月8日までフランス・パリの「縄文—日本における美の誕生」展に展示されていました。

そういう特徴のある遺跡があるんですけども、昨年4月に発行された「縄文のまちハンドブック」というのがありますが、ここの中には、道内の遺跡のことが北海道地図に載っているんですね。ところが、これを見ると八雲町の名前が載ってないんです。で、柴浜のところにもモニュメントがあるんですけども、そういう貴重な遺産が出てきているにもかかわらず、何故ここに載っていないんだろう。

今金のピリカ遺跡や森町の鷲ノ木遺跡、奥尻の青苗遺跡など、縄文遺跡マップとして丁寧に説明されています。

そこで、何故八雲が載っていないのかと問い合わせてみると、このハンドブックは「北海道縄文のまち連絡会」というところが作成して、そこに加盟している自治体のみが紹介されるのだそうです。ここでは、こうしたハンドブックで各地でPRしたり、さらに札幌の地下歩行空間でもPR活動をしているそうです。会費は年間1万円、もし自分たちでパンフレットを作って八雲町だけでPRするとなると、もっともお金もかかりますし、こういう全道一斉にPRした方がインパクトもあり、いいのではないかと私は思います。



町長は、この連絡会に加盟してほかの自治体と共に盛り上げていこうというお考えはありませんか？

②、八雲を含め、北海道の農水産物はおいしいと評判です。地震の後、ブラックアウトが起こった時、たまたま札幌にいた熊本のスーパーの経営者が、食べるものは無いし冷凍庫は止まるということでそこで出でてあった魚を食べて、そのおいしさに感動し、これはどこのものかを見ると八雲町のものだったそうです。

それで、今、そのスーパーの方が自分のスーパーで八雲の魚を売りたいという話が出ていると聞きました。以前より物産協会を中心に、交流人口の拡大による消費拡大と地元製品のブランド化に向け様々な取り組みを行ってきて、そうしたことの成果が出ているんだと思います。八雲の商品の拡大やブランド化の取り組みの進捗状況と、今後の方向をお伺いいたします。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 議長。

○町長(岩村克詔君) 赤井議員の、一つ目のご質問であります。まず私から、2点目のご質問についてお答えいたします。

八雲町の物産振興につきましては、平成26年の「丘の駅」の開設を皮切りに、様々な取り組みを行ってまいりました。

この取り組みは、八雲町の物産を通じた経済活性化を目的とし、まずは行政が主導し、商工会、観光物産協会はもとより、農協・漁協なども構成員となっている「産業連携促進協議会」を設立し、食品を扱う上での基礎となります「衛生や品質の管理」、「売れる商品づくり」、「流通に必要な手続き」などについての研修や、ワークショップの開催、首都圏の流通現場の視察などを、事業者の参加を得て実施してまいりました。

その結果、関係者の意識や知識の向上、商品企画力や事業者間の連携など、一定の成果は得られたものと認識しております。

一方、今後は、これまでの行政主導型から脱却した手法によって取り組みを進めることが重要であると考え、関係者との合意形成を進めていくつもりであります。

また、当町も積極的に取り組んでおりますふるさと応援寄付金制度であります。総務省の制度改正を踏まえ、また、八雲町の新たな政策を進めるための財源を確保するために、積極的に取り組むつもりであります。この制度の中心となります返礼品につきましては、八雲町らしさや、他の自治体との差別化を図っていく必要があります。

返礼品の開発は、まさしく地域物産の発掘や、磨き上げといった物産振興の要素を含んだものでありますので、こうした機会も使いながら、物産の振興に努めて参るつもりでありますので、よろしく願いいたします。

○教育長(田中了治君) 議長、教育長。

○議長(能登谷正人君) 教育長。

○教育長(田中了治君) 赤井議員の1点目のご質問について、お答えいたします。

議員ご提案の、「北海道縄文のまち連絡会」への加盟についてであります。この組織は

平成 22 年に道内の重要な縄文遺跡を有する市町村に呼びかけて設立されたもので、設立にあたっては八雲町にも賛同の呼びかけがありましたが、加入を見送った経緯がございます。現在この連絡会には、27 の市町が加盟しており、議員ご指摘のとおり、ホームページやフェイスブックで加盟自治体の特別展案内や文化財に関する情報発信のほか、縄文遺跡マップやハンドブックの作成、札幌地下歩行空間での PR 活動などを行っております。

八雲町には縄文文化遺跡として、国指定の重要文化財「コタン温泉遺跡出土品」など、99 の遺跡があり、中でも野田生 1 遺跡から発掘された「赤彩注口土器」は、平成 19 年に道指定文化財に指定されております。

郷土資料館では、毎年特別展を開催し、縄文文化に触れる機会を設け、学校での授業などに活用されておりますが、遺跡の重要性や価値をより多くの方に知っていただくためには、関係自治体が連携することも効果的なことであると考えております。

「北海道縄文のまち連絡会」への加盟については、組織の目的や活動方針などを確認し、縄文遺跡のまちづくりへの活用や縄文文化の正しい理解の普及などについて、連絡会加盟の効果を判断して参りたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○7 番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7 番（赤井睦美君） 積極的に加盟する方向で取り組んでくれるという理解でよろしいのでしょうか。ここで来年度とか、再来年度とか、そういう形を出してくれるといいなと思うんですけど、前向きに加盟するという方向で検討するということでよろしいのですか。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 先ほど議員が紹介していただきましたけれども、この「赤彩注口土器」は、縄文時代後期のダルマ型注口土器としてほぼ完全な形で出土し、造形的にも優れているため、平成 19 年に道指定文化財に指定されました。更に、先ほどご紹介していただきましたように、国立博物館において開催されました特別展『縄文—1 万年の美の鼓動』展にも開催され、更に、フランス・パリにおいて開催された縄文展においても出品されたという、そういう経緯を持っている非常に重要なものだと理解しております。重ねてご質問ありました「北海道縄文のまち連絡会」への加盟にあたりましては、年会費の納入のみならず、加入によって何らかの責任も課せられるものと考えておりますことから、それらの状況も確認したうえで、私の一存では言えないかと思っておりますが、早い段階で加盟したいと、そのように考えております。

○7 番（赤井睦美君） お願いします。それで、2007 年から北海道、青森、岩手、秋田の 1 道 3 県で北海道北東北の縄文遺跡群を世界遺産にしようという動きがあつて。南茅部とかあっちの方でもいろいろとポスターとか貼っているんですけども。八雲町ではそういうのがなくてね、そしてたまたまパリにはユネスコの本部があつて、赤注土器を見に来てくださった事務局の方が凄く関心をもっていたと。あと観察にきた市民も、関西、九州の方は行ったけれども、東北、北海道にこういう素晴らしいものがあるとは思わなかったか

ら、今度日本に行ったら是非そっちの方に行きたいという声もあったりして、その世界遺産への話も夢じゃないんじゃないかという、関係者は喜んでいらしいんですけれども。

八雲町は、その世界遺産の中に加われないという話を聞いたことがあるんですね。その理由というのは、私専門じゃないので分からないんですけれども。遺跡と史跡というものがあって、その史跡というものが発掘されなければ、このユネスコに申請する世界遺産の中には入れてもらえないんだという話をちょっと聞いたことがあるんですけれども。

今回、そのパりに展示されたということで、昇格して史跡になって、文化遺産の皆さんの仲間に入るというのは、可能性としてはいかがなものなんでしょうか。

○社会教育課長（吉田一久君） 議長、社会教育課長。

○議長（能登谷正人君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉田一久君） 議員ご指摘のとおり、今、北東北から北海道にかけての世界遺産登録に向けての動きが活発化しておりますが、議員ご指摘のとおり、遺跡、あるいは史跡という部分で、八雲町にはこういった国の史跡は現在存在していないということです。

現在、登録に向けて動いている部分につきましては、既に登録される史跡については決定しておりまして、そこに新たに加わるということは今のところ考えられないものと思っております。以上です。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） なまはげが文化遺産になった時に、あんなになまはげたくさんいるんだなというふうに思いましたけれども。やっぱりそういうふうに文化遺産になるということで、いろんな地域のもものが取り上げられる。そこに、八雲の遺跡も取り上げられたら、やっぱり八雲町のPRってかなり効果があるんじゃないかと思うんですけれども。

先ほど、道指定文化財になっているということから、このあちこちで取り上げられたことでそれが昇格っていうことは出来ないんですか。私、そこが分からないんですけれども。

例えば、もっともっといろんなところにPRすることで国から認められるというふうにはならないんでしょうか。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） この重要文化財という赤彩注口土器については、さらにランクアップというものが出来ないかということで、内輪でも話をした経緯があるんですけれども。

我々の方から国に向けてどういう情報発信が効果的なのか、あるいはどんな要請をすべきかということについては、今後研究していきたいとそのように考えております。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 是非。物産にも勿論興味がある人はいっぱいいますけれども、角

度を変えるところした遺跡巡りに一生懸命な方たちもいるので。そういう方面でも、八雲町という名前を大いにPRしてもらいたいと思うので。

そこら辺は積極的に情報収集をして、少しでもいい方向に持っていけるようお願いいたします。

で、②のブランド化なんですけれども。私もあまり詳しくないんですね。いつかの質問で、町長に商品のブランド化ってどういうことかって聞いたら、僕は商品をブランド化するのではなく八雲町そのものをブランド化するんだという答えをいただいたんですけれども、それがいまいち私も理解ができなくて。

で、町長の執行方針を見せていただくと、24年から27年はずっとブランド化しますということをおっしゃっていたんですけれども。28年になると、ブランド化が一定程度定着してきたという発言になって。29、30はもう、ブランド化という言葉は無くなっちゃったんですね。

で、先ほども答弁の中で定着してきたって。だから、もう行政は手を引いて民間の人たちでやってもらうんだという答弁だったと思うんですけれども。その定着というのは、具体的にどういうところで定着してきたのか、ちょっと教えていただけませんか。

いまいち全く理解が出来なくて、申し訳ありません。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 議長。

○町長(岩村克詔君) 赤井議員ですね、私がブランド化、八雲をブランド化というのはですね、八雲町というだけで価値が上がると。町の価値を上げていくという意味で、ブランド化と私は認識をしております。

これにつきましては、これからも我々町とすれば、いろんな機会を使いながらブランド化、八雲町を売り込むという意味では続けていくということであり、物産のブランド化ということも、地域のブランド化ということもあるし。一つひとつがまたブランド化、例えば、八雲の物産のブランド化ということであれば、詳しくは担当の方から説明をさせます。

○商工観光労政課長(藤牧直人君) 議長、商工観光労政課長。

○議長(能登谷正人君) 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長(藤牧直人君) ただ今の町長からの答弁にもございますように、広義の地域ブランド化と言いますと、いろんな町の生き方ですとか価値観というイメージ。

それと、私どもが直接的にやっております経済施策としての物産のブランド化ということであればですね、平成26年度から本格的な事業を行っております。

26年度座学で8回、それから先進地視察等で2回。27年度でいきますと更に発展させまして、売れる商品づくりですとか安全衛生管理について事業者の皆様と直接議論していただく場面を作っております。

また、その後、北海道で一番大きな商談会ですとか、丘の駅を使ったテストマーケティング。それから関連する金融機関さんの実施する商談会等でですね、これまで過去、平成22年以前より事業者の皆様への参加規模というのは、格段に多くなっているものと思っ

ております。

また、その中で追跡が全て出来ておりませんので最終的な成約件数というのは承知しておりませんが、何件かの皆さんは、例えば見積書の提出を求められたりですとか、そのほか、バイヤーさんから商品の改良手法、そういったものも頂いております。

また、丘の駅でやっている部分につきましては、専門家を入れまして、例えばパッケージング、これはデザインのみならずですね、内容量等の改良を含めまして売り上げが上がっていると。

また、関連する企業でございます首都圏でご当地酒場を営んでいる方等々も八雲町ということに対しての、いわゆる物に対する反応が良くなっているということ、公式、非公式を通じて伺っているところでございます。以上でございます。

○7番(赤井睦美君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 赤井さん。

○7番(赤井睦美君) 八雲町は、本当に海産物とか農産物とかそういうものも美味しいですし、あと、いろいろな業者の方が自ら頑張って素敵なものを作っていると思いますけれども。なかなかそれが、ずっと何年も、先ほどの産業連携促進協議会というところでブランド化に対しての話し合いがされていたと思うんですけども、その経過とか結果が関係者以外にほとんど伝わっていない。そして、そのことが、八雲町の中でもこんな食べ物があるんだとかこういうものを八雲で作っているんだということも、知らない方の方が多いと思うんですね。

で、私も本当に勉強不足なんですけれども、町づくりアクションプランというものを始めて30年の3月できっと5年間で終了して、その報告が総務委員会の方であったのかもしれないけれども、私自身は総務じゃないので聞いていないんですけども。

そういう、やってきましたやってきましたというのは凄く分かるんですけども、その結果がどうで、課題が何でというのが、いまいちというかほとんど見えていないので。

今のところの課題と、今後どういうふうに進めたいんだという。しかも、この少子化の中で人が足りないと言っている中でね、今後どんなふうに進めたいんだというところを教えてください。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 議長。

○町長(岩村克詔君) 赤井議員ですね、本当に課題はたくさんあると感じております。特にブランド化する新しい製品を作ってもなかなか浸透していかないと。

今あるもので、例えば北里八雲牛だとか東野で作っている軟白ねぎ等はブランド化して進んでいるのかなと。

しかしながら、新たなものを広めていくというのは数量的にも、なかなか量的にも出てこないということがありますので。そういう課題をこれから解決するための仕組みとして、これから議会にもおかけしますけれども、研修牧場で生産したものや、人もブランド化と思っておりますけれども、農業の研修又は漁業の研修、林業の研修、さらには商業の研修

もということで考えております。

そして、今年になりまして、そのブランド化を発信するための、町に提言をいただくための組織化ということで、この町を開拓した尾張徳川家様と JC コムサさん、さらに居酒屋八雲の社長さん、上智大学等々が入りながらですね、来年から動き出しながら八雲町にも来ていただいて、我々の見えない目で見てもらって、いろんな提言をいただくということも考えておりますし。

さらに、先ほど答弁をいたしましたふるさと納税の記念品においては、3割以下という事でもありますので。この辺を見据えながら、八雲町の物産の活性化ということで、その辺の仕組みも来年からは始動させたい。それで、八雲の物産を発掘しながらやってみたいと。

そしてそれを、今のところ東京や名古屋、大阪等々に物産の PR、さらに人を呼び込む仕組みも含めて PR 活動もしてみたいし、営業活動もしてみたいと思っておりますので。

まだまだ煮詰まっておりますけれども、煮詰まり次第、また議会の皆さんに説明をしながら意見をいただいて進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をよろしく願います。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 大々的に PR していくための方策を今練っているということで、非常に期待をしております。

それとともに、私は八雲町民が、例えば地方にいる親戚だとかいろんな人に今の時期だとお歳暮だとかを送りますよね。その時に、八雲の物を必ず送りたいという、そこも狙うべきだと思うんですね。というのは、今、軟白ねぎがブランドになりましたって言っていたあの方たちが、ユーラッパーとかっていう戦隊のものを着て旭川のスーパーでも PR したり、そんな努力がいっぱいあった結果こういうふうになったと思うんですけれども。

ちょっと、先々週か、日にちは忘れちゃったんですけども、2年か3年前に放送されたものが再放送されて、おぼこ荘と伊勢屋さんと、そこで服部味噌さんの味噌を使ってこんなに美味しいお料理が出来ていますみたいなことが 20 分くらいまた再放送されて。で、服部さんのお味噌が紹介されたんですね。それが再放送にもかかわらず注文の電話が来た。その放送が終わった途端に。

だからそういうふうにして、別に服部さんだけを PR しろということではなく、私も講師の先生を呼ぶと必ず八雲町の物産を味見していただいて、お土産にお渡しすると次の年に注文が来たりとかそういうことがあるんですね。

だから、大々的に PR することプラス、町民が本当に八雲の物は美味しいんだとあって自信をもって皆さんに送るといって、そういうことも両方やってほしい。

そのためには、町民にもどんどん PR してほしいと思うんですけれども。外への PR は凄く頑張ってらっしゃるんですけれども、町民へはあまり周知されていないのかなという気がするんです。

その辺は、私が無知なのか、本当は町民に対してこんなふうにはしていますよというのが

あれば、それも私も受けて一緒に PR したいなと思うので、町民に対してはどんな方法がとられているのでしょうか。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 議長。

○町長(岩村克詔君) 赤井議員ですね、私はどちらかという町民に対してのブランドや八雲の製品の PR というのは、今話しを聞いてみまして、あまりやっていないなという意識があります。

特に私は外部、外に向けてということも多くやっているなと思っております。

しかしながら、今各部署に指示しているのは、八雲から町外に出て行った方と言ったら失礼ですけども、そういう人達にダイレクトメールを送るような、八雲の物産だといろんな PR 出来るようなことということで、徐々に少しずつ、熊石地域だったら熊石地域から東京や札幌に行った方、八雲から行った方なんかをですね、資料を集めながらダイレクトにそういう人達に八雲の物産を PR するという活動も、今少しずつ始めたところであります。

しかしながら、八雲の町民に対してというのはちょっと今のところ考えておりませんでしたので、その辺も含めて、来年度からどんな取り組みが出来るのか、どんなふうに八雲の人たちにお知らせしていくのかということを含めて研究していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○7番(赤井睦美君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 赤井さん。

○7番(赤井睦美君) 是非、町がダイレクトメール送るのももちろん大事だと思いますけれども、親が子や孫に食べさせて、それが子や孫がその地域で広めて注文を取ってくれるぐらいな。

八雲の町って住んでいる人だけじゃなくて、八雲出身の誰かがその町で物産を広げるということも小さくても出来ると思うんですね。ですから、町民の人が本当に、よし今年はこれを送ってあげようとか、そんなふうにして町民自らが皆で PR できる、そんな仕組みが出来ればもっといいなって。それでないと、PR して全て役場の仕事みたいになっていて、そうじゃなくて、八雲町が活性しないといけないのは、役場のためじゃなく町民の幸せのためにするわけですから。町民自らが頑張れるっていう、そんな仕組みも作っていききたいと思えます。八雲は本当に美味しいものいっぱいあるから、そこは町民みんなで取り組める、そんな仕組みを是非作ってってください。

で、2番目にいきます。きれいなまちに。ということで。

八雲町を食や文化等で PR するとともに大切なことの一つに、ごみが落ちていないきれいなまちであることもとても大切だと思います。中国の観光客が日本で一番驚いたのは、道路にゴミが落ちていないということだという報道がありました。しかし、八雲を含め、北海道の春、雪解けの後から出てくるゴミの量を見て、悲しい思いをする人は多いと思えます。交流人口を増やし八雲町を PR するためにも、私たち町民が気持ちよく過ごすためにも、子どもから大人までまちをみんなできれいに保ちませんか。

自治体によっては、ポイ捨て禁止条例や環境条例などを策定し推進しているところもありますが、残念ながらうまくいっているという報告は少ないです。八雲町としては、町民のみんなで知恵を出し合って、美しいまちを目指すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 議長。

○町長(岩村克詔君) 赤井議員の二つ目のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、春の雪解け後、町内の道路沿いには空き缶などのゴミが目立ち、町の美観を損ねております。ゴミのポイ捨てなどは個人のマナーの問題ですが、町としましては、以前にポイ捨てされた場所への啓発看板を随時設置しており、例年7月には河川・海岸愛護清掃事業を実施し、清掃活動を行っております。

また、八雲衛生協会においては、雪捨て場において雪解け後の6月にゴミ拾いを実施しているほか、9月には町内のスーパー3箇所において、ポイ捨て禁止のキャンペーンによる啓発活動を行っております。

熊石地域におきましても、クリーン熊石運動推進委員会によるクリーンアップ作戦を年2回実施し、地域ぐるみによる環境美化運動に努めております。

このほか、本年度におきましては、町内会、漁協、八雲高校、郵便局や小・中学校など、延べ34団体から清掃活動を実施するため、ゴミ袋の無償申請により交付しているところであり、町内では、ボランティアによる清掃活動が積極的に行われております。

今後も、八雲町の美観と美しく快適な生活環境の保全を推進していく上では、ごみのポイ捨て啓発や清掃活動は重要と考えており、引き続き、関係団体と連携し実施していくほか、現在までボランティアにより行っている町内会など、各団体による清掃活動について、より一層積極的に参加していただけるよう周知を図り、町民や八雲町を訪れる人たちが快適な環境の中で過ごせるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

環境教育につきましては、教育長から答弁いたします。

○教育長(田中了治君) 議長、教育長。

○議長(能登谷正人君) 教育長。

○教育長(田中了治君) 赤井議員の二つ目の質問に、学校における環境教育の充実を図る観点から、お答えいたします。

当町では、全ての小中学校で「環境教育の全体計画」を作成するなどして、教科の学習のみならず、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など、全教育活動を通して「環境教育」の充実を図っております。

その具体的な内容といたしましては、省エネルギーの取り組みとして節電、節水、用紙の再利用等、牛乳パックのリサイクル、自然体験活動の実施はもとより、議員ご指摘のように、ポイ捨てされたごみなどを拾う清掃活動の実施など、多岐にわたる活動が教育計画の中に位置付けられております。



また、当然のことながら、これらの事前及び事後指導を含む日常の教育活動の中で、環境を守るための態度、マナー、ルールなどについても、機会あるごとに指導しておりますことをご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 先ほど7月には河川を掃除して、それから雪捨て場を6月くらいに掃除をしていると。今月の町広報にも衛生協会の取り組み出ていましたけれども、そんな形ですが、やっぱり一番ゴミが多いのは河川と雪捨て場なんではないでしょうか。変な話、八雲はもちろん頑張っていますけれども、ポイ捨ての多い場所というのは調査したことはあるんですか。

○環境水道課長（川崎芳則君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎芳則君） ポイ捨ての場所は、どこが多いかというご質問ですけれども。うちの方では、そこまで調査はしておりません。ただ、見るところによると道路沿いの雪解け後ですね、春になるとやはり議員ご指摘のとおりゴミのポイ捨てが目立つというところがございます。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 他所の町では、そこはもう人口が2,000とか3,000のそういう少ないところですから仕方がないのかもしれないかもしれませんが。まず綺麗なんですね。

で、その綺麗な理由というのは、まずどこが一番ポイ捨てが多いかというのを調べて、もっとも多いところに小中学生が作った看板を立てると。そうすると、その小中学生が作った看板に、これは大人としてまずいかなという気持ちが働いて、そこが捨てられなくなったという、そういう実践例もありますし。

あとは、そういうお話を聞くと、町内の人はそんなに捨てていないんですね。で、町外の方が通り過ぎたのか遊びにきたのか分かりませんが、そういう方がやっぱり捨てていくことが多くて。で、捨てていくことの多いところに、企業からゴミ箱を寄付していただくと。で、そこには企業名をちゃんとPRするんですけども。ゴミ袋は町が出すんですが、そうやってやることによって、やっぱりゴミ箱があるのにここに捨てるのはということで、ポイ捨ての多い場所にゴミ箱を置くことで、ゴミがだんだんと捨てられなくなって、ゴミ箱が満杯になるということはないそうです。

ただ、これは人口の少ない町だからそうかもしれないけれども、だんだんコンビニとかもゴミ箱を置かなくなったのは、家庭のゴミだとかそういうものを持ち込むから置かなくなったってなるんですけれども。

置かなくなるとじゃあゴミを捨てなくなるかということ、どなたかが捨てる所に積まされていくんですね。お墓なんか見てもそうですけれども。誰かが置くと、そこにゴミ箱は無いのにそこにいっぱい集まってくると。

だからやっぱり、ゴミ箱を置いて、その集まったゴミを処理することが問題となるか、それともゴミ箱を置かないでポイ捨てをボランティアで拾って歩く方がいいのか、これは私も判断できませんけれども。私は、ゴミ箱を必要な箇所に置いて、みんなで管理していくという形をとることの方がいいんじゃないかなと思いますけれども。

その点は、いかがお考えでしょうか。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 議長。

○町長(岩村克詔君) 赤井議員ですね、大変難しいんだろうなという気はいたします。私もコンビニのゴミ箱を中にセットしたというのは、先ほど赤井議員さんおっしゃっているとおり、家庭のゴミを八雲町でも八雲町以外の人が車に積んでそのままそこに捨てるといので、大変ゴミの処理に困るといことも聞いております。

さらに、先ほどゴミはどこが汚いんだということになるとですね、やはり、私が見たところによると雪解けの時の駐車場ですよね。あの辺はやっぱり缶とかが落ちているのかなと。それはやはり、八雲町民以外の方が捨てている人が多いのかななんて思っております。

でありますので、なかなかそこにゴミ箱をセットしてというのは、どれくらいの費用が想定されるのか、さらにどんなものかということも私たちも想像が付きませんので、その辺もこれからの研究の一つとして考えてもいいのかなということでもあります。

○7番(赤井睦美君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 赤井さん。

○7番(赤井睦美君) 1番最初に個人のマナーの問題ですと。本当にそのとおりだと思うんですね。ですから、本当に上手くいっている学校、先ほどの看板のところでは、ゴミを捨てる所をビデオに撮って、それを授業で見せて皆さんどう思いますかと。で、それはどうして駄目なのかということ徹底的に話し合って、拾うだけじゃなくて本当に捨てないという気持ちを育てる。そういうところは、小さい時からやっていたかなければならないし。

で、子供たちと一緒に拾っても、一番多いのは小さいけれどもたばこの吸い殻ですよ。で、それは当然大人のものなので、大人自身ももっとそういうところを気を付けるというところを、子供たちから訴えることも効果があるのかなという気はしております。

こんな活動、絶対これがいいということは無いですけれども、いろんな町を参考にしながら、うちの町も綺麗にしていきたいなと思うんですけれども。

長岡の、日本一の花火の町では、花火が終わった後にゴミが何も無いそうなんです。花火も綺麗だけれど町も綺麗だということで話題になって。でもそれはゴミを誰も置いていかないということではなくて、一応、花火の注意事項の中にゴミはお持ち帰りくださいというのは書いてあるんですけれども、地方から来る人も多いからそれは不可能だろうということで。1か所に、皆が通るところにゴミ収集所を作っておいて、空き缶、ペットボトル、そしてそのほかのゴミということでちゃんと置くようにしたら、それから見ているところには一切ゴミが無くなったということなんです。

やっぱり、ゴミをきちんと持って帰って捨てられる人はいいけれども、なかなかそういう人ばかりではないので。ポイ捨てをしないという策を八雲町も練って、そして対応してほしいなと思うんですけれども。

私はそういう点は、小中高校生と大人と共に話し合っ、どうしたら八雲がゴミの落ちていない美しい町になるんだらうということ、まず町民から発して、町民が自ら動く。そういう仕組みを作りたいと思うんですけれども。

何でも行政がやってしまうと、はいはいやってくれるから、っていうふうになってしまうので。そうじゃなくて、この町というのは町民が自ら守らなければこんな汚くなるんだよという、そういうことを町民自ら話し合い、動くという仕組みを作っていただきたいなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） まず、学校教育の方から先に触れますけれども。この環境教育につきましては、道教委においても極めて重要な教育内容と捉えまして、これまで全道全ての学校に対して環境教育の指導資料を配布するなどして啓発してきております。

また、環境教育の事例としまして、日本のサッカーファンのマナーということで紹介したりですね、多くの事例を挙げてマナーの重要さも訴えております。

たしかに議員おっしゃるように雪解け後の、特に国道の脇に空き缶が散乱しているという状況には、多くの町で困惑しているものと思われま。

大人の行動は社会の鏡とも言われますけれども、同様に子どもの行動も社会の鏡と言えるかと思ひます。改めて学校教育において環境教育の大切さをしっかりと身に付け、美しい郷土づくりの担い手としての自覚が高まるように指導していくように努めたいと思ひております。

さらに、八雲町に来られる教職員、人事異動によって多くの先生が来られますけれども、この先生方に対して八雲町を知る研修会というものを行っております。町内巡りを中心に行っておりますけれども、多くの教員からは八雲町の庭園であるとか公園であるとか、あるいは駅前の花壇等について、大変美しく整備されているという感想を聞いております。

こうした景観の維持はもとより、より美しい町づくりを目指すということで、先ほども町長述べましたとおり様々な方策をとっておりますけれども、教育委員会としても関係機関・団体等に対して協力要請等の啓発をしていきたいと、そのように考えております。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） ということは、教育委員会を中心にそういう仕組みを考えて進めていくという理解でいいんでしょうか。

私は、町民と共にゴミを小中高、そして大人とともにこの町どうやって綺麗にするかという仕組みを作りたいということだったんですけれども。教育委員会を中心に作ってくださるという理解でよろしいですか。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 教育委員会としても、ということで。はい。

実は、今年度から小学校、中学校、小中一貫教育、コミュニティースクール始めまして、その運営協議会の中でこの八雲中学校区において旗の波作戦というものを行いました。小中学生 500 名を超えたんですけれども。その時は旗を借りてですね、旗を振って啓発をしたんですけれども。そうした折に、子供たち自ら作成したゴミのポイ捨てやめましようだとか、そうしたことも可能かなと思ったりしておりますし、このコミュニティースクールの運営協議会立ち上がったんですけれども、様々な案は出てきますけれども、結局はまだ学校主導で動いていくという状況にあります。

ですから、この運営協議会の方々が何とか自主的に取り組めるような、そういう方法を探っていくことによって、様々な地域に対する啓発活動ができるのではないかというふうな思いをしております。

来年度から中学校区 4 か所でやっておりますけれども、その連携協議会を立ち上げて、相互にやっていることの取り組みを理解したり、協働で出来ることはやっていこうだとか、あるいは地域の中での人材バンクを作ったりと、そういう活用も出来ないだろうかという、様々な方策を考えて行く中で、当然環境教育についても関わっていきだろろうと思っておりますので、そういう方向でも取り組んでみたいと思っております。

教育委員会としても、ということでお願いいたします。

○7 番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7 番（赤井睦美君） 教育委員会の協賛事業で、山車行列もやっておりますけれども。毎年、ゴミを拾って歩くとゴミが減っているんですね。

というのは、今まではきっと捨てていたと思うんですけども、だんだんとそのゴミを拾っているところに、すいませんって袋に入れてくれるようになったり。

それから、子供たちが駅前花壇せつかく植えたのに踏んで歩かないでねって言っていたんですけれども、今は花を植え替えに行くほど折れている花が無くなったんですね。

やっぱり八雲町民はまだまだ期待できる町民だと思うので、皆で知恵を出し合って綺麗な町を作っていきたいと思います。

ですから、教育委員会としても議会としても綺麗な町づくりを目指していきたいと思えます。以上です。

○議長（能登谷正人君） 以上で、赤井睦美さんの質問が終わりました。

次に、斎藤實君の質問を許します。

○5 番（斎藤 實君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 斎藤君。

○5 番（斎藤 實君） それでは、質問させていただきます。

平成最後の定例会であります。最近、町内で外国人の方々が買い物をしていたり、食事

をしていたりというようなことが非常に多く見られるようになりました。

私も外国人労働者の関係につきましても、これまでも興味を持っていたんですけども。そういう中ですね、八雲町においても、食品製造、建設関係、そしてまた一次産業においても、人手不足対応に外国人労働者が働いていることは承知しておりました。そして、今後もさらに拡大していく方向にあると考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

第1点目は、技能実習制度は平成5年4月創設され、当初は3年であったが、その後期間が2年延長され、現在は5年になっております。制度の受入は、企業単独型と団体管理型があります。企業や一次産業等の町における技能実習生の実態は、どのようになっているのかということであります。

第2点目として、外国人労働者が安心して働ける環境を、町としても応援する必要がありますと考えます。日本語教室、病気、税金、生活習慣の違い等の相談に乗れるような場所を作り支援をするべきでないかと、このように考えます。

第3点として、職種、作業は、外国人技能実習機構のホームページに80職種142作業が示されておりますが、農業関係では2職種6作業、漁業関係では2職種9作業となっており、作業が重複できない事になっておりますが、重複して出来る方法はないのかなど。このようなことを質問し、理事者の考えを承りたいと思います。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 議長。

○町長(岩村克詔君) それでは、斎藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のご質問ですが、この制度につきましても、平成5年から「日本企業において、発展途上国の若者を技能実習生として受け入れ、実践的な技術や技能・知識を学び、帰国後、母国の経済発展に役立ててもらおうこと」を目的とし、法に基づき、国が関係団体とともに受け入れを行う事業者や管理団体の指導等について、直接実施している公的な制度であり、地方自治体が関与する仕組みとはなっておりません。

このため、具体的な実習内容や処遇などの詳細につきましても、公式には把握しておりませんが、外国人登録業務の観点からは、平成30年11月28日現在における八雲町内の在留外国人が236人、うち技能実習生は200人であり、相当な割合であることは承知しております。

次に、二点目のご質問ですが、議員の皆様もご存知のとおり、この制度につきましても根拠法の改正をはじめ、運用方法などに関しても様々な意見があり、連日関連する報道がなされているところであります。

こうした報道や国会議論の経過を見ますと、法や制度の趣旨と実習現場の状況のギャップ、制度の趣旨を逸脱した運用など、多くの課題があるものと認識しております。

また、受け入れ事業者と実習生、双方にも様々な考え方や思いがあるものと推察されるところでありますが、いずれにいたしましても、実習生が安心して活動するための環境整備につきましても、一義的には受け入れ事業者が実習生との信頼関係のもと、責任をもって行う

べきものと考えております。

こうしたことから、現段階における町のスタンスといたしましては、今後示されるであろう制度の詳細を注視していくことが重要であると考えております。

次に、三点目のご質問ですが、先の質問でもお答えいたしました。この制度につきましては法改正及び制度設計に関して様々な議論があることを踏まえ、まずは、それを注視していくことが重要と考えておりますが、ご質問にありますような制度の柔軟な運用につきましては、漁業者等からも同様の声を聞いておりますことから、これを踏まえて、現在、町村会等と要望に向けた協議を行っているところでありますので、よろしく願いいたします。

○5番(斎藤 實君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 斎藤さん。

○5番(斎藤 實君) 今、説明を受けましたけれども、私の想像を超えて本当に多くの方が来ているんだという認識を持っております。

今、町長がおっしゃったように、私も都道府県や市町村がこの制度に関わっていないということは十二分に認識をしているところでございます。

ただ、私が今回取り上げております、町としてやはりこういう外国人の皆さんをどのような形で向かい入れて行けばいいのかなど。このような観点で、まず一般質問をしているところでございます。

ただ、町長。私はですね、技能実習制度というのは、市町村が関係ないという、関係ないようになっているところでありますけれども。

やはり、外国人技能実習機構というところがありまして、その機構が管理団体を許可したり、実習計画の認定をされているということになっておりますけれども。これの役割とか、そういうものは詳細は分かっておられますか。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 議長。

○町長(岩村克詔君) それについては、町としては理解はしておりません。

ただ、今先ほどから何回も言っているとおりですね、ただ今国会の方でもいろいろ議論をしている最中であり、それを踏まえながらこれからの対応については考えてまいりたいと。

ただ、産業団体、農業、漁業の産業団体からもこれからの研修、実習についても協議をしたいということで、少しずつ話し合いをしているところでありますので。

ただ、法の方がどういうふうに進んでいくのかという事を注視しながら、町としても全く知らないということではなくて、やはりこれは取り組んでいかなければならない問題だろうと認識はしているところでありますので、よろしく願いいたします。

○5番(斎藤 實君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 斎藤さん。

○5番(斎藤 實君) 今後の改正を待たなければ分からないという、そういう認識でよろし

いでしょうか。

しかし、地元でこれだけの労働者の人たちが来ているわけでありますから。企業の皆さんも、選ばれる企業になるために一生懸命普段から努力しているんですね。

ですけれども、やれる範囲というのは自ずと個人事業主であれば、やれる範囲というのはそんなに多くないのかなと。

それをフォローすることを、やはり町がすべきでないのかというふうには私考えております。

これからまだまだ依存度は高くなっていくという事でございますので、第1点の問題につきましては今後の推移を見ながらということを確認しながらですね、2点目に入りたいと思います。

そこで、私が一番町長に考えてほしいのはですね、たしかに市町村の対応はうたっていない施策でありますけれども。しかし、この技能実習生の基本理念というのはですね、我が国が使われた技能や技術、又は知識の開発を途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う人づくりに寄与するということでもあります。

その企業や事業所の皆さんが日夜一生懸命頑張っておられる中で、やはり言葉の問題や健康の問題、あるいは生活習慣の問題等やはり出てくると思うんですよ。いろんな形で働きにきている人たちも、心配事は尽きないのではないのかと。それを、受け入れしている企業の皆さんや事業所の方々だけに預けて責任を負わせるというようなことは、私はやはりもうちょっと町がその部分の支援をしていくと、このような方向にやはり変えていくべきではないのかなというふうには思うんですね。

で、町長もこれまで、先ほど赤井議員さんのお話もありましたが、やはり外国にも経済の研究ですか、行ってきているわけでありますから。やはりそういう点では、この事業は日本における趣旨の一番の目的は人づくりであり、発展途上国への国際貢献だと思うんですよ。それを町長も先頭に立って、八雲町として、安心して生活できる町だよと。このようなことを目指していく必要性というのが、あると思うんですけれども。

ただ、今後の推移を見ながらということだけではですね、私はやはり違うのではないのかなと、このように思いますけれども。

今一度お願いいたします。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 議長。

○町長(岩村克詔君) この外国人の実習生につきましては、いろんなところで実習をしているということをお聞きしております。

工場だったり水産の部門だったり、建設にも入ってくるという話も聞いております。それはその事業所並びに雇用者側がきちっと実習をさせるということで始めている事ですので。それは、事業者の方でしっかりとやっているものと認識しております。

しかしながら、今、200人来ておりますので、これからも増える可能性も私たちが想定が出来ますので。その辺は国の制度を見据えながら、さらに産業団体等ともいろんな話し合

いをしながら、協力できるところは協力していくということを、私も思っておりますので。

ただ、どういうふうに協力すればいいのかと。一方で協力してもなかなか決まらないものもありますので。協力してほしいというところも聞いております。

実際はいろんな事業者がありますので、その辺も含めながら、注意深く見ながら平等な立場で八雲町における外国人の実習生については取り組んでいくということをお願いいたします。

○5番(斎藤 實君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 斎藤さん。

○5番(斎藤 實君) 町が取り組むことには、まだ町長の考えとしては先にあるのかなと、このような認識をしますけれども。

私は、そうではないのではないのかなと。これからまだまだ増えていく技能実習制度の拡大が、今後八雲町にも労働力が必要なわけですから。それを、迎え入れる企業や事業所の皆さんだけに負わせるのではなくて、町として外国人の皆さんをきちっと受け入れした中で町づくりをしていく必要性というんですか、そういうものがあると思うんですよ。

だって、町の総合計画の基本目標にもですよ、雇用の創出と雇用環境の向上、地域の支え合いの強化に向けて、それぞれの役割を踏まえて、課題解決の取り組みを進めるといううたい文句もきちっとあるんですよ。

そういう中で今、私たちの地域の中で労働力不足に、例えば町の範囲の中で物事を考えた時に、やはり日本人だけでその雇用を賄う事というのは、現実的にはなかなか現時点では無理だと、このように認識をしております。

そこにこの制度を活用して、これまで企業の皆さんや事業所の皆さんが取り組んできているわけですから。そのことは、私は本当に頑張っている皆さんだなど、このように認識をしているんですよ。

そういう認識の中でですね、企業や事業所の皆さんだけに任せるのではなくて、どういう形で町づくりをしていくのかということも考えていく必要があると思うんですよ。

外国人の方々が多く来るようになった時に、外国人と共に共生できる町づくりということも、考えていく必要があると思うんですね。ですから、早いわけではないと思うんですよ。

国の言う事だけ聞いていれば、政策を見て、それを町が行うということは、私は少し反省していかなければならないのではないかなと。

特に、私は少子化問題につきまして、人口が減少する問題、こういうものを考えた時に、国でもいろんな政策をやってまいりました。そしてまた、国に乗っかって町もいろいろな政策を実施してきておりました。

しかし、なかなかこの人口減少には歯止めをかけていないというのが現実なんですね。ですから、総合計画におきましても地方創世におきましても、人口減少を食い止めることは無理だと。だから、緩やかな人口減少に向けた政策を打とうというのが現状なんですよ。これは、町の皆さんも議会で説明をしているから、間違いがないわけなんですけれども。



そういう中で、日本人だけでなく、外国人ともども入れながら共に共生できる町づくりというの、やはりもう考えていく必要があるのではないかなと、このように思いますけれども。先ほどの答弁から聞いていたら、そんなに多く外れないのかなと思いますけれども、今一度お願いいたします。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 議長。

○町長(岩村克詔君) 斎藤議員ですね、八雲町が掲げている雇用促進というのはあくまでも日本国民です。日本の人のための雇用創出であります。ここに少子高齢化と外国人の研修というのは少しは関係しますけれども、私は大きく関連してこないんだろうと思っております。

ただ、産業の活性化をしながらこの地域に自立出来て生活ができるような、そういう産業をさらに活性化することが、少子高齢化の歯止め何だろうなというのを私は認識しております。それとこの外国人の実習生を入れてくるという問題と少しは関係しますけれども、それと同一ということはないと考えております。

ただ、この実習生を、国が労働力ということも今やっと法改正をして決まってきましたので。今までは、あくまでも研修、実習のことで私は認識しております。

ただ、ここで労働ということもなりますので、その辺については国の動き、また、道とも関係をしながら、また、近隣の町村もありますのでその辺と協力をしながら、町づくりの一部として外国人と共にということを考えるべきだということは、認識しておりますので。急激に変化するものと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○5番(斎藤 實君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 斎藤さん。

○5番(斎藤 實君) 町長、本当にそう考えていますか。

僕は、大分認識が違うんですけども。ただ、ここで企業を起こすとかそういうことは日本人にしてもらいたいんですけども。ただ、それを賄う労働力をやはりどうするのかということ、今後考えていく必要性というのはあると思うんですよ。これだけ長い間、地元の方々が労働力として使っているわけですから。

私はこの辺で反省というのかな、国の制度を活用していろんな政策を打ってきたことは間違いない事実なんですよ。しかしながら、なかなか人口減少等には歯止めがかかってこない。こういう一面も考えますと、雇用の問題は、ただ日本人の皆さんだけで労働力は足りるのかといたら、そういう方向にはなかなか出てこないのではないのかなと。

たしかに、地元の商工業者も公募を出してもなかなか来ないと、こういう一面もあるんです。ただそれはいろいろ、八雲町ではなくて別ところで働きたいというようなこともあるかと思っておりますけれども。ただ、現実に労働力不足というものは来るわけですから、それに備える、又は支援をしていく町の役割というのは、私は十二分にあるのではないのかなと、このように思うんですね。

国の諸政策、いろんな手を打ってもなかなか歯止めは、かかっているところも一部、日

本全国あるのかもしれませんが。しかしながら、この北海道においては歯止めのかかっている町村のというのは、そうないのかなというふうに思うんですね。そうすると、どうしても労働力の関係を取りますとですね、やはり地元にいる日本人の方々だけではどうしても足りないということになるのであれば、やはり実習制度を活用しながら企業の皆さんが努力をしていく、そういう方向になると思うんですよ。

そうしたら、その企業の皆さんたちだけが研修や日本語講座を開けばいいという事には、なかなか取り組めない実情も一面あるのではないのかなというふうに思うんですよ。

そういう地元の企業や事業所の皆さんを町が支援していく。お金でなくても、そういう場所や人を配置して、やはり応援をしていくという体制づくりというのは、私は1日も早く取り組んだ方が賢明だと思うんですよ。

他所の町を見ながらやるのではなくて、八雲町が今何が必要なのかという事をきちっと分析をしながら、私は取り組んでほしいものだなと、このように思うんですけども。

今一度、町長の力強い答弁をお願いしたいところであります。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 議長。

○町長(岩村克詔君) 斎藤議員ですね、やはり私は個々に雇用を創出していくということが一番大事だと思っております。さらにですね、雇用するための若い人を八雲町に呼び込む仕組みも必要だろうと。それは、外国人に特化するものではなくてですね、やはり日本人の働く場所ということで。それは、町として取り組むべきと考えております。

外国人のこの取り組みについては、町がどんな関わり方が出来るのか、どんなふうに来るのかということ、これから研究をしてみたいと思っております。ですが、直接的にどんなふうな方法があるのかということ、先ほど言いましたとおり町がということではなくて、産業界と連携しながら、産業界と取り組んでいくということが一番大事だろうと思っておりますので。町が、さあやるぞ、ということではありません。

あくまでも、町は個々に若い人の働く場所を作って、その人たちの研修だとかは、先ほどから言っているとおり、農業、漁業、林業、商業と、そういう研修所をつくりながら、個々に八雲町に若い人たちが集まれるような、そんな仕組みを作っていくということを考えております。

今、漁業の方も大変厳しくてホタテの方もかなり死んでいると。この間も漁業関係者とも何度も話をしていますけれども、この噴火湾の漁師も、今は人を抱えるような、そんな状況にないという話も聞いておりますので。

やはり何と言っても、個々の産業の活性化が地元の活性化。雇用の創出も同じであります。これは、私は変わることなくやっていくと。

ただ、外国人の研修については、先ほどから何回も言っているとおりですね、町が率先するのではなくて、今までも企業も団体等もやっていますので、その辺も協力しながら産業団体と話し合いを進めながら、町として何が出来るかというのは研究をしていくという事でありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○5番(斎藤 實君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 斎藤さん。

○5番(斎藤 實君) これ以上質問しても、なかなか前には進まないなという感じは持ちますよ。

ただ、町長の考える事は、私も十二分に理解します。今言っている事が、現実になればこれにこしたことは本当にありません。大いにその点につきましては、頑張ってくださいというふうに思います。

ただ、現実の問題として、各企業や事業所の皆さんが、これだけの人数を入れながら現実努力をしているわけですよ。企業の発展や事業所の発展に頑張っているわけですよ。そのことが、町は皆さんがやることだというふうに、このような発言ですので、それ以上は突っ込んで駄目なのかなと思いますけれども。

でも、いずれは出てきますよ。もう既にいろんなところで、県のトップが自ら外国に行って我々のところに来てくださいますかと。このような報道もあるわけですから。なかなかそのところは、今、町長が言うように、一個人の企業だとか一事業所の考え方だけでは問題の解決にはなっていないのかなと。

ですから、外国人の、それじゃあ観光している方々が町内に来てもですね、やはりそういうものの受け入れ体制が出来ないというのであれば、やはりここは通過型になっていくのかなと思いますよ。

八雲が外国人の皆さんに安心して暮らせる町だということを広く知らしめていく、そういう政策というのは、いずれは出てくると思いますので。その時期まで待つより無いのかなと、このように思います。

それで、3点目に入っていきます。職種と作業についてですね。先ほど町長の説明にもありましたように、この職種と作業については難しい一面があるということは、私もこの質問をすべく、いろんな形で精査をしてみました。そういう中で、養殖の関係で、漁船漁業の方の作業に入っていくということについては、非常に難しい一面が作業の定義の中であるので、難しいんだなというふうに考えました。

その文章の中で、作業の定義の中で、一定の水域を占有しホタテ貝の種苗を採取し成貝まで成長させるなど、人工的に管理、育成する作業をいうと。

そしてまた、この職種で技能実習を行う場合は、上部団体等にもご相談をしなければならぬという一面がありまして。この漁船漁業の作業と重複してやれることは、非常に法的な考え方からいったら無理なのかなと、このように認識をしております。

ただ、先ほど町長がおっしゃったように、町村会でもこの問題は協議しているという事でございますので、これからも大いに町村会等も活用しながら、また、陳情等も活用しながら、なんとかホタテ漁業をしながら、養殖をしながら漁船漁業の方の作業の一部にも入っていくような努力をしていただきたいなど、このように思います。

このことについては、町長の認識は先ほど聞きましたけれども、今一度聞いておきたいと思います。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 議長。

○町長(岩村克詔君) 斎藤議員ですね、先ほど町長は外国人の研修生に対してという事でありましてけれども。私は、八雲町においては古くは 40 年も前にブラジル人等が入りまして、いろいろな問題もあったことを、商工会の一員として聞いております。また、そこを受け入れた会社の人方とは、その当時の話、さらに現在の話等々も聞いております。

さらに水産関係でも、私も最初からこの実習、研修についても、その会社の関係者ともいろいろな問題等々も聞いております。

これについては、先ほどから何回も、やらないと言っている事ではなくてですね。今、産業団体と話し合いをしておりますので、どんな方法で出来るかと検討しているという事でもありますので。くれぐれも、やらないということではありませんのでご理解をお願いいたします。

次に、今のこのことにつきましては、大変難しい問題なんだろうなど。実習制度から行くんですね、実習のプログラムをきちっとやって、それで実習をするという仕組みであります。

ところが、先ほど漁業者と言いましたけれども、漁業者も工場もやはり、例えば漁業では特にホタテをやりながらエビを採ったり、更にスケソウがあったらスケソウを採ると、そんなこともありますので。農業についても同じような事があります。これについては、いろんな産業団体からも意見が出ておりますので。

今、特に八雲町からそんな話がありましたので、町村会と事務局と打ち合わせをしながら、これは勝手なことを私たちがやってはいけませんので、やっぱり法だとか法令等で改正していただくということだろうなどと思いますので。今、一生懸命協議をしているというところでありますので。

私もこの外国人の研修制度、さらにはこれから実習、その先も見据えながら、まちづくりを真剣にやっっていこうと思っておりますので。斎藤議員、ご理解をお願いいたします。

○5番(斎藤 實君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 斎藤さん。

○5番(斎藤 實君) そうですか。企業と相談をしながら取り組んでいくということを示されましたので。

ただ、私もこれまで取り組んできた。そしてまた、外国人が入ってきていろいろな問題、相当な前ということですか。もう、30年も40年も前ということですか。そういう実例。

ただ、私も実はまだまだ言いたいことがあるんですけども、やはり企業の皆さん、そしてまた、各一次産業の皆さん、頑張って、努力しておりますので、言葉を選んで実は話をしているつもりなんです。もうちょっと言いたい部分はあるんですけどもね。

ただ、私が一番町長にお願いしたいのは、そういう問題を起こさないための、やはり町の支援というものの必要性があるのではないかと。このことだけは、やはり考えてほしいと思うんですよ。入ってくる人もいろんな人がおります。でも、正規なルールの中で入っ

てきて、事業者の皆さんが安心して働いてもらえる、そういう環境づくりというのは町においても積極的に取り組んで、そしてまた、文化や生活面の違いのある方々が来るわけですから。そういう点も、企業の皆さんは努力をしているという認識は持っておりますけれども、町が強力にバックアップをしていく、そういう姿勢というのは私は必要だというふうに思うんですよ。

ですから、大いに取り組んでいただきたいと、このように思っておりたいと思います。

○議長(能登谷正人君) 以上で、斎藤實君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○議長(能登谷正人君) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

次に、佐藤智子さんの質問を許します。

○3番(佐藤智子君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 一つ目の質問を行います。

教職員の労働実態は、どう把握されているか。

教職員の長時間労働が、社会問題になっています。

直近の「過労死白書」で、教職員の約8割が「業務に関するストレスや悩み」を抱えるとともに、教員増を求めているといいます。

2019年には、労働時間の把握が使用者(行政、校長)の法律上の強い義務となるといいます。教育委員会等が、教職員の勤務時間の把握と健康管理の責任ある立場に立たされることになるのだと思います。

当町における教職員の働き方を実態を踏まえて、どう見ているのかお伺いいたします。

○教育長(田中了治君) 議長、教育長。

○議長(能登谷正人君) 教育長。

○教育長(田中了治君) 佐藤議員の一つ目のご質問に、お答えいたします。

今日、学校を取り巻く課題は複雑化し、子どもや保護者、地域の学校に対する期待や教育的ニーズも多様化の一途をたどっている状況にあると受け止めております。

平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教職員の時間外勤務等に係る実態調査」において、小学校で23.4%、中学校では46.9%の教員が、週60時間以上勤務しているという結果が出ております。

そのような中、国は「働き方改革」のもと、中央教育審議会において、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を図るための「教員の働き方改革の中間まとめ」を発表し、北海道教育委員会でも国に追随し、「北海道アクション・プラン」を策定いたしました。

こうした状況下にあって、八雲町の多くの学校においても深夜まで明かりが消えること

がなく、教職員の時間外勤務が常態化しているという実態もありましたことから、教職員の健康への影響などを危惧し、働く環境を改善する取組の実行が急務と捉えたところであります。

このようなことから、八雲町教育委員会では、教職員の働き方の改善に向けた取組に関して必要なことを整理するとともに、改善の方向を示した「教職員の働き方の改善にかかるとる取組プラン」を、本年4月に策定し、各学校に取り組みの推進を指示してまいりました。

この取組プランでは、教職員の長時間勤務の縮減を図るために、業務の平準化や部活動の活動時間の改善、退庁時間や定時退庁日の制定、長期休業中の学校閉庁日の制定などを具体的に示しております。

また、取り組みの実態把握につきましては、各学校に取組状況のアンケートを年2回実施することとし、その状況を整理して、必要に応じた指導を行っております。

このアンケートは本年6月に1回目を行いました。おおむね各学校では取組プランに沿って教職員の長時間勤務の縮減を進めている段階だと把握しております。以上です。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 八雲町では長時間勤務改善に向けてプラン通りに進んでいるということではありますが。

先ほども言いましたように、個々人でかなり差があるのではないかと思います。で、その先生自身は、本当に家に帰っても仕事にならないというか、学校にいるうちに自分の目指すべき業務をこなしたいという思いで学校に残って仕事をしているとは思ってしまいます。健康状態の面で、それでいいのかということがあると思いますので。

先ほど言いました、2019年には労働時間の把握が必要になってくるということですが、これは国の方で指示されないと、八雲町でどうするこうするというにはならないと思えますけれども。タイムカードを使用するか、そういう情報とかお考えとかは、今の時点ではどうでしょうか。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 議長、学校教育課参事。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課参事。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 今、お話にありました教職員の勤務時間の客観的な把握の方法についてでございますが、議員がおっしゃられたように、今後、タイムカードというお話も国の方からは出てくることは考えられますが、現在のところそういったところは当町では導入しておりませんので、国の動向を見ながら考えていかなければならない事かなというふうには思っております。

ただ、これが客観的な把握ということに繋がるかどうか分かりませんが、各学校では従前までも出勤簿というものを整備して、必ず先生が出勤した時間に時間と印鑑を捺すというような、出勤簿というので出勤時間の把握は整備されていたんですが、この取り組みプランを始めてから、ごく少数ではありますが、中に退勤簿というものを整備して退勤時間も管理職が把握できるような体制をとっている学校も出始めておりますので。こういった

ことについては、町としても他の学校にも情報提供をしてみたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） そうした取り組みが、今後も進められていくこととは思いますが、それでも。

具体的に個人個人の月の残業時間等ですね、把握していくとなると、なかなか管理職も大変だと思うんですね。で、新聞報道等にありますが、教頭先生や校長先生も長時間勤務の状況にさらされているということがあると報道されています。その点は、特に教頭先生などは長期休暇の間も学校に出る時間が多いということで、過重労働になる面があると思うんですが、その辺は教育委員会として是正する手立てというものは持っているのでしょうか。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） この教員の働き方改革、いわゆる縮減ということに向けて、道教委の方では様々な調査を行ってその分析をして、様々な対策を打ち出しているという実態にありまして。このことについて、一番の時間外勤務を強いられているのが教頭先生というふうにして押さえております。

こうしたことから、管内の教育長会議におきましても、道教委に対して、縮減に向けた取り組みで情報収集は必要なことではあるだろうけれども、その度に教頭先生がそれらを調査して報告するという業務をやっていることになりますので。そうしたことについては配慮してほしいというふうな要請は強く打ちだしているところです。

また、いろいろこの取り組みをしてきた中で、最終的な課題として残されているのは、部活動の活動時間の改善が難しいという、そういう状況に至っております。そうした中で、今年の3月、国のスポーツ省から運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインというものが策定されまして、これに基づいて、北海道でも北海道の部活動の在り方に関する方針というのを策定いたしました。

この二つを受けまして、八雲町教育委員会といたしましても、現在、八雲町立学校に係る部活動の方針という策定案を作っているところでありまして、今後、校長会等に示して、これを一つの方針として学校に出していきたいと。

そうしたことと並行して、例えば、中体連に向けた集中的な練習時間の確保などについては弾力的に扱うとしても、日常的な練習時間だとか対外遠征などに抜本的に改善を図る必要があると考えておりますけれども。

例えば、八雲町だけが部活動の時間を設定したとか、あるいは対外遠征などの縮小等を打ち出したとしましても、管内的に足並みが揃わないとなかなか不公平感が生じるということなどから、これらも教育局に対して強い申し入れをしまして、現在、教育局からは中体連の本部に対して管内全体を通して改善を図るように、そうした支持もされている状況

にあります。

こうしたことで、管内的に部活動の在り方、中学校が中心になりますけれども、足並みを揃えて改善が図られたならば、顧問となる教員の負担軽減が大きく図られると、そういうふうを考えておまして、今、こうした取り組みを強めているところです。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） そうした中にですね、部活動指導員、非常勤公務員ということで、そういう立場の教員。顧問の教員と連携した指導ということで、そういうのもスポーツ庁のガイドラインの中に含まれていると思いますが。これも、管内とのバランスとかなんかあると思いますが、部活動指導員の導入についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 八雲町の中学生の生徒数も、年々減少の傾向にあるということ。これまで行ってきた部活動が、成り立たないという状況の学校も出てきております。

そうした中で各学校に対しては、一つの部活動を無くすことによって、また新たなものを立ち上げるとか安易に数を増やすということではなくてですね、学校地域と十分話し合った中で、適正な部活動の加除を設定してほしいと。

原則としては、複数顧問体制で進めてほしいということ強く述べております。

そうした状況下にあって、先般も、中学校の方から小学生の希望を取った時に、新たな部活動を望む声が強いか、現在進めている部活動ももう休部中になっているというふうないろいろ相談を受けておりますけれども。今述べたようなことを基本として、学校体制をとってほしいということと。

また、外部指導者につきましても、今、多くの方は少年団の活動に協力していただいておりますけれども、学校の部活動に入って、という制度もありますことから、今後はこうした方々が学校に入って教員の負担軽減にもなりますし、そうした部活動の担当をしていただけるかどうかということについては、今後人材も含めて研究していく必要があると考えておりますし、また、そうした場合にはもちろん顧問の先生方にも強く指導はしておりますけれども、指導する際の重点事項と言いますか、そうしたことについても十分理解、納得していただかなければならないということで、そうした準備も必要になってこようかと思っております。今後、検討していく材料だというふうにして捉えております。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 是非、前向きに検討していただければと思います。

で、こうした過重労働ということで、教員増を全国的には求めているという事ですけれども。当町においては、教員の不足があるとか不足等を感じているとかってというようなお話は、ありますでしょうか。



○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 私も教員の経験があるんですけども。我々が教員の頃から見たら、はるかに多くの先生が学校に配置されております。

八雲においても、本来の数の教員プラス相当数の教員が配置されている状況にあります。

先ほど、議員さんから過労死白書ですか、約8割の先生がストレス、悩みを感じているというお話がありましたけれども。

例えば、先般も私の住宅の裏がすぐ八雲小学校なものですから、いつも22時のスポーツニュースを見たら一回りするんです。たまたま22時になっても消えていなかったのが、翌朝、学校の方に問い合わせたら、次の日が参観日でその準備でちょっと時間を要したということでありました。この参観日であるとか、学校内研修会、公開研究に向けた教材研究授業準備には多くの時間を要しますので、遅くまで学校に残るという状況はやむを得ないかなというふうにしても考えております。

ただ、我々の場合は、授業者が経験の浅い先生であった時は、先輩教師として指導案の書き方、板書の仕方、さらには模擬授業などに先輩教師が指導にあたりたりと、連日遅くまで学校に残ることもありましたけれども、誰も苦痛だとか負担だというふうな思いはなく、逆にやり終えた達成感だとか成就感を味わったような気がします。

しかしながら、8割の先生がストレスを抱えている、悩みを抱えているという報告だということ。私が見るからにも、教員とて人間であって、人が人を教える立場にある人間であるけれども、決して完全な人間はいないと、そのように思いますし。今、この少子化の中で育った子供たちに社会集団の規律を身に付けさせる難しさであるとか、あるいは保護者の価値観の多様さに対応する苦勞であるとか。さらには、教員集団の同僚性といえますか、それに馴染めない先生もおります。

こうしたストレスとなる要因は、数多くあると考えられますし、今年度を見ても保護者とのトラブルが生じたということで数件対応した状況がありましたけれども。現在のこうした教育環境にある中で、教師としての資質、あるいは品格を醸成するというのは、やはり研修にしかないだろうというふうにして考えておりますので。今後も、教師としての資質、品格を醸成する、あるいは、日々子供たちの前で健康で授業が出来るという、そういう資質を醸成するための研修の機会の提供であるとか、教育委員会からもそうした支援に努めていく必要があると感じているところです。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 充実した学校教育を進めておられると思いますし、この間、私も落部小学校の食育フォーラムというので給食を試食したり、授業参観をしたりして、本当に少人数でも医療的ケア児なんかにも教師がついて支援していたり、特別支援の先生も充実させていたりというふうに感じました。

で、よりいっそう学校内のいじめですとか、また、教員の授業研究に時間をさけるよう

に、さらに教職員を増やすという要請も必要になってくるのではないかなと思います。

で、そういうところで、その教職員をもって増やしてくださいというような要請を、道や道教委や国の方に対して発言していくというような取り組みというのは、なされているのでしょうか。

○教育長(田中了治君) 議長、教育長。

○議長(能登谷正人君) 教育長。

○教育長(田中了治君) 先般、教育局の方で来年の教職員の人事異動に関する協議がありまして、その場でも強く、現在配置されている環境については引き続き置いていただきたいと。あるいは、新たな方法で加配の先生を是非配置して欲しいという希望は、強く述べているところです。

○3番(佐藤智子君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) これだけ政府の方でも教師の長時間労働は是正すべきだという勧告を出しているところですから、今後も注視していきたいものです。

で、議会の方にもそういう先生方の、出せるものであれば先生方のアンケート結果であるとか、その残業時間のデータであるとか、そういうものも折に触れて議会にも提出していただきたいと思いますが。そのことだけ、最後にお答え願えたらと思います。

○教育長(田中了治君) 議長、教育長。

○議長(能登谷正人君) 教育長。

○教育長(田中了治君) 先ほど答弁をいたしました教育委員会から各学校に通知した内容について、年2回調査しておりまして、6月にまとめたものがありますので、この資料は提出できるかと思っておりますので、後ほどお渡しいたします。

○3番(佐藤智子君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) それでは2番目に移ります。地域おこし協力隊、スポーツ振興にということです。

現在も、商工観光分野で活躍されている地域おこし協力隊の皆さんがいらっしゃいますが、今後も増やしていく考えだと思います。で、いろいろな分野で、地域おこし協力隊の活躍が町民に期待されていることと思うのですが。

そのひとつであるスポーツの分野に特化して、地域おこし協力隊を募集してはどうかと提案いたします。スポーツ少年団の指導者のサポート役として配属し、子供たちの育成にも力を注いでもらうことは、地域おこし、まちづくりにも繋がると思っておりますので、お考えをお伺いいたします。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 議長。

○町長(岩村克詔君) それでは佐藤議員の二つ目のご質問について、まず、私からお答えいたします。

地域おこし協力隊の制度は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、各種の地域協力活動に従事してもらいながら、その地域への定住・定着を図ることを目的としております。

当町におきましては、平成 25 年度に要綱を制定して協力隊員を募集し、現在は、商工観光労政課所管の業務に 4 名の協力隊員が従事しており、また、来年 1 月からは、北海道大学と共同で実施する熊石地域水産試験研究推進事業の水産試験研究補助員として、当町では初めてとなる女性の協力隊員 1 名を、採用することとしております。

地域おこし協力隊制度の創設から、今年度で 10 年目を迎えますが、平成 29 年度における全国の協力隊員の数は約 5,000 人で、平成 25 年度の 5 倍になっており、今後の方向性として、国では 2024 年度の協力隊員 8,000 人を目指して、さらなる拡充に向けた方策を検討しているようでございます。

当町としましても、様々な分野における地域活動で協力隊員に活躍していただいて、八雲の活性化を推進しながら定住につなげていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

スポーツ分野に関する協力隊の募集につきましては、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 佐藤議員の二つ目のご質問に、お答えいたします。

教育委員会では、町民がスポーツに親しみ健康寿命を保つため、各世代に応じたスポーツ大会や教室を開催したり、スポーツに親しむ機会を提供したりする中で、スポーツの楽しさを理解した仲間が集い、自主的、持続的に活動ができるよう、体育協会やスポーツ少年団などの団体への加盟を推進している状況にあります。

現在、八雲町には、八雲地域・熊石地域併せて、体育協会が 29 団体、約 1,000 名、スポーツ少年団は 13 単位団、約 230 名が加盟し、自主的な活動を行っており、全道的に見ても、スポーツに対する町民の関心が高いまちであり、新たな種目での組織化の動きも見られます。

スポーツ分野に特化した地域おこし協力隊募集との提案ですが、ただ今紹介しましたように、町民のスポーツニーズが多様であるとともに、協力隊任用期間が 3 年間であることを考えると、スポーツを生業とした町内への定着は難しいと考えていますが、このような自主的な活動を持続するためにも、スポーツに関心のある人材を確保することは重要と考えております。

議員ご提案の地域おこし協力隊の募集も、その方法の一つとして認識しており、JOC が、国内トップクラスのアスリートを企業や自治体へ就職支援する「アスナビ」制度など、町民の広いスポーツニーズに対応するため、人材確保に有効な方法を、関係機関等と連携して検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） なかなか、スポーツ、多分野に渡っておりまして、どのスポーツにということになると難しいとは思うんですけども。

熊石の方でも、陸上に関する指導者的な存在がちょっと不足しているというお話も聞きましたし、スポーツ少年団にしても、まだまだバリバリやられていることとは思いますが、だんだん指導されていた方々も高齢になって、なかなかこれから先10年とか20年先も考えると、難しい面も出てくるのかなと思います。

で、その辺で、体育館で実際に少年団を日頃見ている課長さんなんかの意見も聞いてみたいんですけども、いかがでしょうか。

○体育課長（三坂亮司君） 議長、体育課長。

○議長（能登谷正人君） 体育課長。

○体育課長（三坂亮司君） ただ今佐藤議員から、少年団の将来を心配してということだと思うんですけども。たしかに、少年団の指導者、高齢化により世代交代だとかが課題になっております。

現在、八雲のスポーツ少年団で指導者として登録している人数ですけども、現在は18名いらっしゃいます。そのほかに、少年団では指導者だけによらず、団員の保護者等々も協力をいただきながら、子供たちのスポーツの環境を整えていくということで、指導者だけではなくて保護者等との連携しながらやっている現状があります。

町としましても、人材ありきでの少年団ではなくて、子供たちのスポーツ環境、これから夢ある子供たちを育てていくという観点で、町民の方々等でそういった少年団の指導だとか、ボランティアであたっただけの方を発掘しながら、少年団の活動を持続させていただきたいというふうに考えておりますので。是非、そういう人材がいらっしゃいましたら、体育課の方にも情報をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 地域おこし協力隊でスポーツに重点を置いて募集した場合には、そういう活動にも繋がると思いますので。

で、教育長からも前向きな答えをいただきましたので、是非いろんな団体と協議をして、いい方向に道がつけばと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 以上で、佐藤智子さんの質問が終わりました。

### ◎ 延会の議決

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。  
よってそのように決定されました。

◎ 延会宣告

○議長（能登谷正人君） 本日はこれをもって延会いたします。  
次の会議は明日午前 10 時の開議を予定いたします。

[延会 午後 3 時 1 1 分]